

資料編

越生町防災会議条例

昭和38年9月17日
条例第170号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、越生町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 越生町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 埼玉県の警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員及び職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、越生町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年条例第7号)

この条例は、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第19号）
この条例は、公布の日から施行する。

越生町防災会議委員

種 別	区 分	機 関 名	職 名
会 長		越生町	町長
1号委員	地方行政機関	農林水産省 関東農政局	地方参事官
		国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	所長
		厚生労働省 埼玉労働局 川越労働基準監督署	署長
		気象庁 熊谷地方气象台	气象台長
2号委員	県の機関	埼玉県 川越比企地域振興センター	副所長(兼)地域防災幹
		埼玉県 飯能県土整備事務所	所長
		埼玉県 川越農林振興センター	所長
		埼玉県 坂戸保健所	所長
3号委員	警察の機関	埼玉県警察 西入間警察署	署長
4号委員	町の機関	越生町役場	副町長
			総務課長
			企画財政課長
			健康福祉課長
			子育て支援課
			産業観光課長
			まちづくり整備課長
			水道課長
学務課長			
5号委員	教育機関	越生町教育委員会	教育長
6号委員	消防機関	西入間広域消防組合	消防長
		越生消防団	団長
7号委員	指定公共機関 及び指定地方 公共機関	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店	支店長
		東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社	支社長
		日本郵便株式会社 越生郵便局	局長
		東日本旅客鉄道株式会社 熊谷地区指導センター	所長
		東武鉄道株式会社 武州長瀬駅	駅長
埼玉県LPガス協会坂戸支部	支部長		
8号委員	自主防災組織 を構成する者 及び学識経験 のある者	いるま野農業協同組合 越生支店	支店長
		越生町区長会	会長
		越生町社会福祉協議会	事務局長

資料編1-2-1 急傾斜地崩壊危険箇所（国土交通省所管）

箇所番号	箇所名	所在地		自然／人工	箇所番号	箇所名	所在地		自然／人工
		大字	小字				大字	小字	
11104-I-0067	御岳山	西和田	御岳山	自然	11104-II-0973	東通	龍ヶ谷	東通	自然
11104-I-0955	太梅-1	小杉	太梅	自然	11104-II-0974	梅本-1	龍ヶ谷	梅本	自然
11104-I-0956	太梅-2	小杉	太梅	自然	11104-II-0975	梅本-2	龍ヶ谷	梅本	自然
11104-I-0970	赤坂	麦原	赤坂	自然	11104-II-1417	東	黒山	東	自然
11104-II-0068	東道	龍ヶ谷	東道	自然	11104-II-1418	小林	上谷	小林	自然
11104-II-0939	越上	黒山	越上	自然	11104-III-0643	西山	龍ヶ谷	西山	自然
11104-II-0940	坂尻	黒山	坂尻	自然	11104-III-0644	高鳥	龍ヶ谷	高鳥	自然
11104-II-0941	阪本	黒山	阪本	自然	11104-III-0645	芝山	龍ヶ谷	芝山	自然
11104-II-0942	上荒井	黒山	上荒井	自然	11104-III-0646	蓬来-2	龍ヶ谷	蓬来	自然
11104-II-0943	西ノ入-1	黒山	西ノ入	自然	11104-III-0647	清水-2	小杉	清水	自然
11104-II-0944	西ノ久保	黒山	西ノ久保	自然	11104-III-0648	日影-3	龍ヶ谷	日影	自然
11104-II-0946	梅ノ久保	黒山	梅ノ久保	自然	11104-III-0649	屋敷前	龍ヶ谷	屋敷前	自然
11104-II-0947	尻ヶ谷	鹿下	尻ヶ谷	自然	11104-III-0650	日影差	龍ヶ谷	日影差	自然
11104-II-0948	月影	小杉	月影	自然	11104-III-0651	浦山	龍ヶ谷	浦山	自然
11104-II-0949	向谷	小杉	向谷	自然	11104-III-0652	新道	黒岩	新道	自然
11104-II-0950	山中-1	小杉	山中	自然	11104-III-0653	下川原	西和田	下川原	自然
11104-II-0951	山中-2	小杉	山中	自然	11104-III-0654	後	西和田	後	自然
11104-II-0952	山中-3	小杉	山中	自然	11104-III-0655	下ノ菅戸	麦原	下ノ菅戸	自然
11104-II-0953	蓬米-1	小杉	蓬米	自然	11104-III-0656	向山-2	麦原	向山	自然
11104-II-0957	太梅-3	小杉	太梅	自然	11104-III-0657	坂本-3	麦原	坂本	自然
11104-II-0958	上ノ久保	上谷	上ノ久保	自然	11104-III-0658	山神戸-1	麦原	山神戸	自然
11104-II-0959	大菅	上谷	大菅	自然	11104-III-0659	山神戸-2	麦原	山神戸	自然
11104-II-0961	中ノ谷	大谷	中ノ谷	自然	11104-III-0660	栃曾入-1	麦原	栃曾入	自然
11104-II-0962	宮ノ前	大満	宮ノ前	自然	11104-III-0661	栃曾入-2	麦原	栃曾入	自然
11104-II-0963	西-2	大満	西	自然	11104-III-0662	東通	龍ヶ谷	東通	自然
11104-II-0964	堀込	大満	堀込	自然	11104-III-0663	梅本-3	龍ヶ谷	梅本	自然
11104-II-0966	清水-1	津久根	清水	自然	11104-III-0664	梅本-4	龍ヶ谷	梅本	自然
11104-II-0967	夏内	麦原	夏内	自然	11104-III-0945	棚里	黒山	棚里	自然
11104-II-0968	向山-1	麦原	向山	自然	11104-III-0954	陣屋	小杉	陣屋	自然
11104-II-0969	坂元-7	麦原	坂元	自然	11104-III-0965	薬師入	津久根	薬師入	自然
11104-II-0971	日影-1	麦原	日影	自然	11104-III-0972	上原	龍ヶ谷	上原	自然

(計62箇所)

資料編1-2-2 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

番号	区域名		所在地	面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建築物 施設の種類の
1	上殿	かみどの	大字上谷	9.4	14	町道 760m
2	上殿	かみどの	大字上谷	10.6	12	—
3	梅ノ久保	うめのくぼ	大字黒山	32.5	34	町道 600m

資料編1-2-3 地すべり危険地区（農林水産省所管）

番号	区域名	場所		面積 (ha)	備考
		大字	字		
1	戸神	龍ヶ谷	戸神	12.5	
2	岡崎 外1	越生	岡崎 外1	6.8	

資料編1-2-4 地すべり防止区域（農林水産省所管）

番号	区域名	所在地	面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建築物 施設の種類の	防止施設		指 定 年月日	備考
						工種	内容		
1	戸神	大字龍ヶ谷	19.29	10	町道 929m	谷止工 排水工 杭打工	水路 暗渠	平 3.5.8	既成

資料編1-2-5 土石流危険溪流箇所（国土交通省所管）

溪流番号	溪流名	溪流所在地 (大字)	溪流番号	溪流名	溪流所在地 (大字)
327-I-001	大山沢	上野	327-II-001	讃岐沢	上野
327-I-002	高取山	越生	327-II-002	大橋川	上野
327-I-003	黒岩	黒岩	327-II-003	南沢	黒岩
327-I-004	津久根	越生	327-II-004	北ノ入沢	黒山
327-I-005	髭海道沢	小杉	327-II-005	越辺川	黒山
327-I-006	八峰沢	小杉	327-II-006	顔振峠	黒山
327-I-007	神ノ座沢	小杉	327-II-007	黒山1	黒山
327-I-008	小杉	小杉	327-II-008	黒山2	黒山
327-I-009	富沢	大満	327-II-009	龍ヶ谷川	龍ヶ谷
327-I-010	荒井川	黒山	327-II-010	奥入	龍ヶ谷
327-I-011	三滝川	黒山	327-II-011	平倉沢	龍ヶ谷
327-I-012	龍ヶ谷川	龍ヶ谷	327-II-012	戸神沢	龍ヶ谷
327-I-013	裏山沢1号	龍ヶ谷	327-II-013	削山川	龍ヶ谷
327-I-014	裏山沢2号	龍ヶ谷	327-II-014	入沢	麦原
327-I-015	大満寺沢1	大満	327-II-015	向山沢	麦原
327-I-016	大満寺沢2	黒山	327-II-016	宝勝院沢	麦原
327-I-017	大満寺沢3	大満	327-II-017	向田沢	麦原
327-I-018	峰沢	麦原	327-II-018	山際沢	成瀬
327-I-019	芹ヶ沢	小杉			

(計 37 箇所)

資料編1-2-6 山腹崩壊危険地区（農林水産省所管）

番号	箇所名	位置		面積 (ha)	番号	箇所名	位置		面積 (ha)
		大字	小字				大字	小字	
1	黒岩	黒岩	神名	6	22	大満	大満	新井	4
2	津久根	津久根	八ツ山	2	23	小寺	龍ヶ谷	三王、外1	4
3	小杉	小杉	八峯、外2	2	24	小寺	龍ヶ谷	森ノ上、外	4
4	大満	大満	村杉	1	25	小寺	龍ヶ谷	削山	5
5	大満	大満	滝ノ沢	4	26	赤坂	麦原	物見石	5
6	黒山	黒山	荒井、外1	1	27	麦原	麦原	向山、外1	4
7	笹郷	黒山	大穴、外1	3	28	麦原	麦原	高畑、外1	6
8	笹郷	黒山	棚里胃振	4	29	小杉	小杉	芝山	4
9	黒山	黒山	岡房山	2	30	小杉	小杉	芦ヶ沢、外1	2
10	黒山	黒山	高左又	3	31	小杉	小杉	清水	3
11	黒山	黒山	滝ノ入	2	32	山入	上谷	柿ヶ谷	6
12	黒山	黒山	清水	3	33	山入	上谷	姥谷	8
13	猿岩	黒山	五郷	5	34	上谷	上谷	清水林	3
14	黒山	黒山	西久母	6	35	上谷	上谷	柳沢、外1	12
15	黒山	黒山	五郷、外1	1	36	如意	如意	白坂	2
16	黒山	黒山	硯岩	2	37	高取	越生	高取、外2	6
17	存沢	龍ヶ谷	天狗山、存沢	6	38	後谷	上野	後谷入	1
18	梅本	龍ヶ谷	梅山	5	39	西山	上野	大山、外2	3
19	龍ヶ谷	龍ヶ谷	梅山、外1	10	40	山入前	堂山	坂上、外3	7
20	龍ヶ谷	龍ヶ谷	啼尾、外2	6	41	高座巢	麦原	石子、外2	3
21	龍ヶ谷	龍ヶ谷	堺久保	6					

資料編1-2-7 崩壊土砂流出危険地区（農林水産省所管）

番号	箇所名	位置		面積 (ha)
		大字	小字	
1	山入	上谷	布ヶ谷	1.1
2	龍ヶ谷A	龍ヶ谷	奥入	0.5
3	龍ヶ谷B	龍ヶ谷	天狗山	0.5
4	龍ヶ谷C	龍ヶ谷	啼尾	0.5
5	龍ヶ谷D	龍ヶ谷	龍ヶ谷	0.8
6	大満B	大満	富沢	0.4
7	麦原	麦原	紅葉谷	0.8
8	下久保	麦原	下久保	0.7
9	大満C	大満	富沢	1.8
10	山入	小杉	山入	1
11	原	麦原	原	1.4
12	前久保	麦原	前久保	0.9
13	明葉穴	黒山	明葉穴	0.6
14	八峯	小杉	八峯	0.1
15	龍ヶ谷E	龍ヶ谷	浦山	0.4
16	西山	上野	西山	1.2

資料編1-2-8 土砂災害警戒区域（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類	告示年月日
太梅	小杉地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
月影	小杉地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
陣屋	小杉地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
うつ木久保-1	小杉地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
山中-2	小杉地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
山中-1	小杉地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
清水-2	小杉地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
日影-3	小杉地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
向谷	小杉地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
蓬来-1	小杉地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
芝山	小杉地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
宮ノ前	大満地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
西-2	大満地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
堀込	大満地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H19. 3. 30
髭海道沢	小杉地内	○	○	土石流	H19. 3. 30
八峰沢	小杉地内	○	○	土石流	H19. 3. 30
神ノ座沢	小杉地内	○	○	土石流	H19. 3. 30
小杉	小杉地内	○	○	土石流	H19. 3. 30
芹ヶ沢-1	小杉地内	○	○	土石流	H19. 3. 30
芹ヶ沢-2	小杉地内	○	○	土石流	H19. 3. 30
富沢	大満地内	○	○	土石流	H19. 3. 30
越上-1	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
越上-2	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
坂尻	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
阪本	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
上荒井-1	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
上荒井-2	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
西ノ入-1	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
西ノ久保	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
梅ノ久保	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
東	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
棚里	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
西山	黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H20. 3. 28
荒井川	黒山地内	○	○	土石流	H20. 3. 28
荒井川左支溪	黒山地内	○	○	土石流	H20. 3. 28
三滝川	黒山地内	○	○	土石流	H20. 3. 28
天狗滝沢	黒山地内	○	○	土石流	H20. 3. 28
清水沢	黒山地内	○	○	土石流	H20. 3. 28
中曾根沢	黒山地内	○	○	土石流	H20. 3. 28
高取川右支溪 1	越生地内	○	○	土石流	H20. 3. 28

土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類	告示年月日
高取川右支溪2	越生地内	○	○	土石流	H20.3.28
高取川右支溪3	越生地内	○	○	土石流	H20.3.28
高取川	越生地内	○		土石流	H20.3.28
高取川左支溪	越生地内	○		土石流	H20.3.28
黒岩	黒岩地内	○		土石流	H20.3.28
つつじ公園沢	黒岩地内	○		土石流	H20.3.28
南沢	黒岩地内	○	○	土石流	H20.3.28
蓬来-2	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
屋敷前	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
浦山1	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
浦山2	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
龍ヶ谷	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
戸神沢1右	龍ヶ谷地内	○	○	土石流	H21.3.27
戸神沢1左	龍ヶ谷地内	○	○	土石流	H21.3.27
戸神沢2	龍ヶ谷地内	○	○	土石流	H21.3.27
削山川	龍ヶ谷地内	○	○	土石流	H21.3.27
北ノ入沢	黒山地内	○	○	土石流	H21.3.27
越辺川1	黒山地内	○	○	土石流	H21.3.27
越辺川2	黒山地内	○	○	土石流	H21.3.27
顔振川	黒山地内	○	○	土石流	H21.3.27
梅本-2	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.12.28
梅本-1	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.12.28
東通	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.12.28
東通-1	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.12.28
東通	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.12.28
東通-1	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.12.28
東通-2	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.12.28
上原	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.12.28
平倉	龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.12.28
龍ヶ谷川	龍ヶ谷地内	○		土石流	H21.12.28
奥入	龍ヶ谷地内	○	○	土石流	H21.12.28
龍ヶ谷川	龍ヶ谷地内	○		土石流	H21.12.28
裏山沢1号	龍ヶ谷地内	○	○	土石流	H21.12.28
裏山沢2号	龍ヶ谷地内	○		土石流	H21.12.28
道沢	龍ヶ谷地内	○	○	土石流	H21.12.28
地形川左支溪	龍ヶ谷地内	○	○	土石流	H21.12.28
地形川	龍ヶ谷地内	○	○	土石流	H21.12.28
平倉沢	龍ヶ谷地内	○	○	土石流	H21.12.28
赤坂-1	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23.3.18
赤坂-2	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23.3.18
赤坂-3	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23.3.18

土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類	告示年月日
夏内-1	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
向山-1	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
坂元-2	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
日影-1	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
下ノ萱戸-1	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
下ノ萱戸-2	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
坂元-3	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
西浦-1	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
西浦-2	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
西浦-3	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
西浦-4	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
峯	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
坂元-4	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
坂元-5	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
坂元-6	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
夏内-2	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
夏内-3	麦原地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 18
峯沢	麦原地内	○		土石流	H23. 3. 18
入沢	麦原地内	○	○	土石流	H23. 3. 18
向山沢	麦原地内	○		土石流	H23. 3. 18
宝勝院沢	麦原地内	○	○	土石流	H23. 3. 18
向田沢	麦原地内	○	○	土石流	H23. 3. 18
夏内沢-1	麦原地内	○	○	土石流	H23. 3. 18
夏内沢-2	麦原地内	○	○	土石流	H23. 3. 18
御岳山	西和田地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
上ノ久保	上谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
大菅	上谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
中ノ谷	大谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
清水-1	津久根地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
清水-2	津久根地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
小林-1	上谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
小林-2	上谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
新道	黒岩地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
下川原-1	西和田地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
下川原-2	西和田地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
後	西和田地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
薬師入	津久根地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
越生-1-1	越生地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
越生-1-2	越生地内	○		急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
越生-1-3	越生地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
越生-1-4	越生地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16

土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因 となる自然災害の種類	告示年月日
越生-1-5	越生地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
津久根-1	津久根地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
成瀬-1	成瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
成瀬-2	成瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
成瀬-3	成瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
古池-1	古池地内	○	○	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 16
大山沢	上野地内	○		土石流	H24. 3. 16
津久根	津久根地内	○	○	土石流	H24. 3. 16
讃岐沢	上野地内	○	○	土石流	H24. 3. 16
大橋川	上野地内	○	○	土石流	H24. 3. 16
山際沢	成瀬地内	○	○	土石流	H24. 3. 16
あじさい公園沢	麦原地内	○	○	土石流	H24. 3. 16
紅葉谷-1	麦原地内	○	○	土石流	H24. 3. 16
紅葉谷-2	麦原地内	○	○	土石流	H24. 3. 16
妙ヶ沢	麦原地内	○	○	土石流	H24. 3. 16
治右衛門沢	麦原地内	○	○	土石流	H24. 3. 16
芝山沢	麦原地内	○	○	土石流	H24. 3. 16
森下沢	大満地内	○		土石流	H27. 10. 2
大満寺沢	大満地内	○		土石流	H27. 10. 2
川久保沢	大満地内	○	○	土石流	H27. 10. 2
上殿北	上谷地内	○		地すべり	H28. 3. 29
上殿南	上谷地内	○		地すべり	H28. 3. 29
梅ノ久保	黒山地内	○		地すべり	H28. 3. 29
小山	上谷地内	○		地すべり	H28. 3. 29

(計 146 箇所 令和 2 年 4 月 1 日現在)

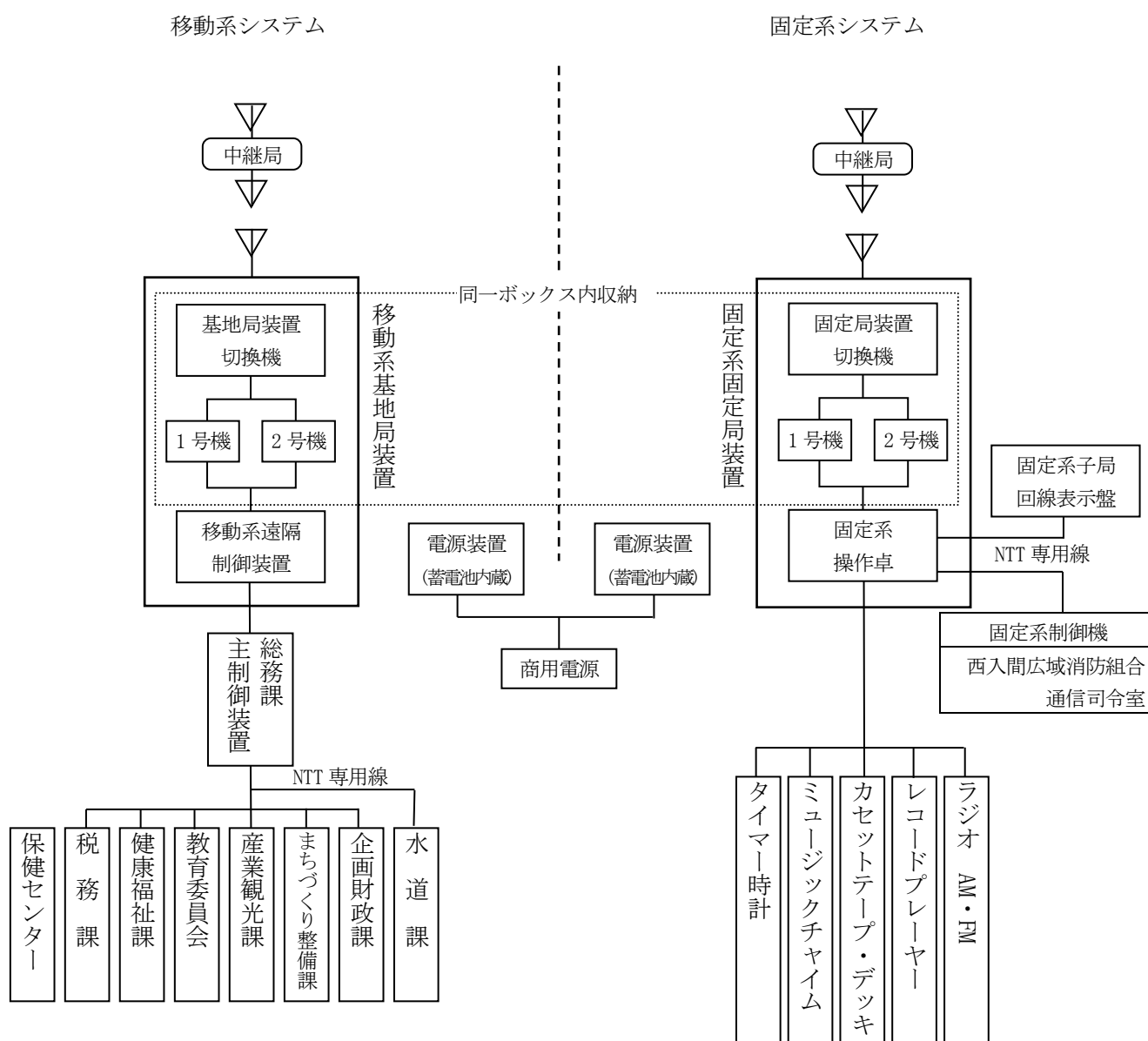
資料編1-4-1 防災行政無線の現況

1 防災行政無線の現況

		局の種別	設置数	設置場所
固定系		親局	1局	役場電話交換室
		子局	43局	町内一円
		戸別受信局	184局	〃
移動系		基地局	1局	役場電話交換室
	陸上 移動局	車載用	20局(予備7局)	公用車
		携帯用	14局	役場

(令和2年4月1日現在)

2 越生町防災行政無線局システム系統図



3 移動局の配置

局種	呼出名称	配置課名	車種	搭載車ナンバー
車載用	おごせ 1	予備		
	おごせ 2	総務課(15)	トヨタ カラーバン	所沢 44 み 3572
	おごせ 3	予備		
	おごせ 4	総務課 (16)	トヨタ ダイナトラック	所沢 400 さ 3673
	おごせ 5	総務課 (5)	スズキ エブリイバン	所沢 40 ま 1711
	おごせ 6	総務課 (13)	スズキ エスクードワゴン	所沢 500 ち 7286
	おごせ 7	観光協会(産業観光課)	トヨタ カルデアバン	所沢 44 ひ 2279
	おごせ 8	予備		
	おごせ 9	予備		
	おごせ 10	まちづくり整備課(17)	スズキ エブリイバン (軽 4WD)	所沢 40 む 7431
	おごせ 11	総務課 (26)	ニッサン ADバン(交通安全指導車)	川越 400 さ 3073
	おごせ 12	水道課	トヨタ トヨエストラック	所沢 44 ま 7980
	おごせ 13	水道課	トヨタ プロボックスワゴン	川越 500 そ 296
	おごせ 14	教育委員会 (学務課)	サグシードバン	川越 400 さ 3747
	おごせ 15	保健センター (4)	ワゴン R (軽)	所沢 50 な 9791
	おごせ 16	まちづくり整備課(25)	トヨタ サグシードバン	川越 400 さ 3740
	おごせ 17	予備		
	おごせ 18	まちづくり整備課	スズキ エブリイバン (軽 4WD)	所沢 40 ひ 9693
	おごせ 19	まちづくり整備課	ダイハツ ハイゼットトラック (軽 4WD)	川越 480 い 2099
	おごせ 20	水道課	スバル サンバーバン (軽)	川越 480 い 2114
	おごせ 21	水道課	スズキ ハモスバン (軽)	川越 480 い 2093
	おごせ 22	予備		
	おごせ 23	保健センター	可搬型	
	おごせ 24	水道課	イスク エルフダンプ (2t)	所沢 400 さ 338
	おごせ 25	予備		
	おごせ 26	総務課 (8)	トヨタ サグシードバン	川越 400 さ 3746
	おごせ 27	まちづくり整備課	トヨタ ダイナトラック	所沢 44 ま 6470

(令和2年4月1日現在)

局種	呼出名称	配置課名	設置場所
携帯用	おごせ 101	総務課	役場庁舎 2階
	おごせ 102	総務課	役場庁舎 2階
	おごせ 103	総務課	役場庁舎 2階
	おごせ 104	総務課	役場庁舎 2階
	おごせ 105	水道課	浄水場
	おごせ 106	総務課	役場庁舎 2階
	おごせ 107	総務課	役場庁舎 2階
	おごせ 108	総務課	役場庁舎 2階
	おごせ 109	総務課	役場庁舎 2階
	おごせ 110	総務課	役場庁舎 2階
	おごせ 111	総務課	役場庁舎 2階
	おごせ 112	総務課	役場庁舎 2階
	おごせ 113	水道課	浄水場
	おごせ 114	総務課	役場庁舎 2階

4 固定系屋外子局設置場所

子局番号	区名	設置場所	ルビ一カ数	備考
1	唐沢	大字上野 67-3	4	
2	上野一	大字上野 1115	4	町有地
3	上野一	大字上野 3011-1 先 (道路敷)	4	町有地
4	上野二	大字上野字日向 (道路敷)	3	町有地
5	上野二	大字上野 1733	4	
6	上野二	大字上野 633	4	県有地
7	上野東	上野東 5 丁目 371 番地 1	4	町有地
8	如意	大字如意 206 (道路敷)	4	町有地
9	如意	大字如意字桜ヲ子 (道路敷)	4	町有地
10	如意	大字如意 736	4	町有地
11	越生東一	越生東 3-5-3	4	町有地
12	本町	大字越生 533	4	町有地
13	上野二	大字上野 2208-1	4	
14	上台	大字越生 1126-34	4	
15	本町	大字越生 1126-9	4	町有地
16	西和田	大字西和田 46-1	3	
17	河原	大字越生 900-2	4	町有地
18	西和田	大字西和田字龍台寺前 (道路敷)	4	町有地
19	黒岩	大字黒岩 251	4	町有地
20	西和田	大字西和田 600	4	県有地
21	大谷	大字大谷 182	4	
22	大谷	大字大谷 1340-1	3	
23	大谷	大字大谷 733	4	
24	成瀬	大字成瀬字中河内 (道路敷)	4	町有地
25	成瀬	大字成瀬八幡橋付近	4	町有地
26	鹿下	大字鹿下 686-5	3	
27	鹿下	大字鹿下 882-1	4	
28	鹿下	大字鹿下 501-5	4	
29	成瀬	大字成瀬 618	3	町有地
30	津久根	大字津久根 499 付近 (道路敷)	4	町有地
31	古池	大字古池 161	3	
32	古池	大字古池字梅木谷 (道路敷)	3	町有地
33	上谷	大字上谷 278-4	4	町有地
34	堂山	大字堂山 113	4	町有地
35	小杉	大字小杉 547	4	町有地
36	小杉	大字小杉 308	4	町有地
37	大満	大字大満 639	3	町有地
38	大満	大字大満 241	3	町有地
39	大満	大字大満字堀込 (道路敷)	4	町有地
40	黒山	大字黒山旧県道敷	4	町有地
41	黒山	大字黒山三叉路付近	4	町有地
42	龍ヶ谷	大字龍ヶ谷 453-1	3	
43	麦原	大字麦原 383-1	3	

5 有線電話番号

機関名	連絡先	電話番号	内線番号
越生町役場	災害対策本部長(町長)	292-3121	200
	情報連絡用(総務課)	292-3121	210, 214, 215
	夜間電話	292-5311	
西入間広域消防組合	本署	295-0119	
	越生分署	292-4119	

6 衛星携帯電話番号

設置場所	電話番号
越生町役場	080-8031-3990
黒山区	080-8426-4619
龍ヶ谷区(本谷)	080-2331-1707
龍ヶ谷区(戸神)	080-2346-6203
龍ヶ谷区(梅本)	870-776331439
上谷区(山入)	080-8426-4970
麦原区	080-8742-7846
麦原区(赤坂)	870-776331440

資料編 1-4-2 越生町防災行政用無線局管理運用規程

越生町防災行政用無線局管理運用規程

昭和63年3月10日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に法令に定めのあるもののほか、越生町防災行政用無線局の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(防災行政用無線局の原則)

第2条 防災行政用無線局は、非常災害時においては、災害に関する各種情報を住民に迅速かつ的確に伝達周知し、災害の未然防止を図るとともに、平常時においては、町の一般行政事務に関する広報業務を行い、もって住民福祉の増進に寄与することを本務とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政用無線局 …… 前条の規定に基づき開設する固定局、基地局及び移動局の無線局の総体をいう。
- (2) 無線局 …… 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (3) 固定局 …… 固定系子局を作動させ、住民に情報を伝達する無線局をいう。
- (4) 固定系子局 …… 固定局から発射された電波を受信して拡声装置により住民に情報を伝達する装置をいう。
- (5) 基地局 …… 移動局を通信相手とする移動しない無線局をいう。
- (6) 移動局 …… 陸上を移動中、又はその特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。
- (7) 中継局 …… 無線局、基地局及び移動局から発射された電波を中継し、より効果的に送信する施設をいう。

(無線局の構成)

第4条 越生町が設置する無線局及び固定系子局の構成は、別表に定めるところによる。

(総括管理者)

第5条 第2条で規定する任務の遂行にあたり、無線局の管理、運用事務を総括するために、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、町長をもって充てる。

(無線局の職員)

第6条 無線局に、管理責任者、通信管理者、通信取扱責任者及び無線従事者を置く。

(管理責任者)

第7条 管理責任者は、総括管理者を補佐し、通信管理者、通信取扱責任者及び無線従事者を指揮監督する。

- 2 管理責任者は、総務課長をもって充てる。

(通信管理者)

第8条 移動局を有する課に通信管理者を置く。

- 2 通信管理者は、当該課の長をもって充て、移動局を管理する。

(通信取扱責任者)

第9条 固定局及び基地局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、通信設備の操作を行い、無線従事者を指揮する。
- 3 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指定するものとする。

(無線従事者)

第10条 無線局に無線従事者を置く。

- 2 無線従事者は、無線従事者操作範囲令(昭和33年政令第306号)に定める資格を有するもの

のうちから管理責任者が指定する。

3 無線従事者は、通信取扱責任者の下で通信設備の操作運用を行う。

(備付書類等の管理・保管)

第11条 管理責任者、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用については、町長が別に定めるところによる。

(無線従事者の養成等)

第13条 総括管理者は、無線局の万全な管理運用を図るため、無線従事者を養成するとともに、毎年1回以上無線局職員の研修を行うものとする。

(定期通信訓練)

第14条 総括管理者は、特に非常災害時における通信の万全を期すため、別に定める方法により防災定期通信訓練を行う。

(無線業務日誌)

第15条 管理責任者は、無線業務日誌を毎日査閲する。

2 管理責任者は、毎年1月から12月までの期間における無線業務日誌抄録を作成し、総括管理者に提出しなければならない。

(無線設備の保守)

第16条 無線設備の適正な機能維持を確保するため次に掲げる保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 月点検

(3) 年点検

2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検 …… 通信取扱責任者

(2) 月点検 …… 管理責任者

(3) 年点検 …… 総括管理者

3 予備装置及び予備電源については、毎日1回以上その装置を使用し、その機能の確認をするものとする。

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに当該点検の責任者に報告するとともに、遅延なく復旧に必要な措置をとり、その結果について総括責任者に通知するものとする。

(保守点検業務の委託)

第17条 管理責任者は、無線設備についてその機能が十分果たせるよう保守点検業務を専門業者に委託することができる。

2 専門業者に委託し行わせた保守点検業務の結果については、文書によって報告を求めるものとする。

(無線局通信所)

第18条 固定系に係る夜間等(定時執務時間外)の業務を行うため、町長及び西入間広域消防組合(以下「組合」という。)管理者間において締結する越生町防災行政用無線に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づき、組合に無線局通信所を置く。

2 無線局通信所の管理運用については、前項の協定書に基づき行うものとする。

(その他)

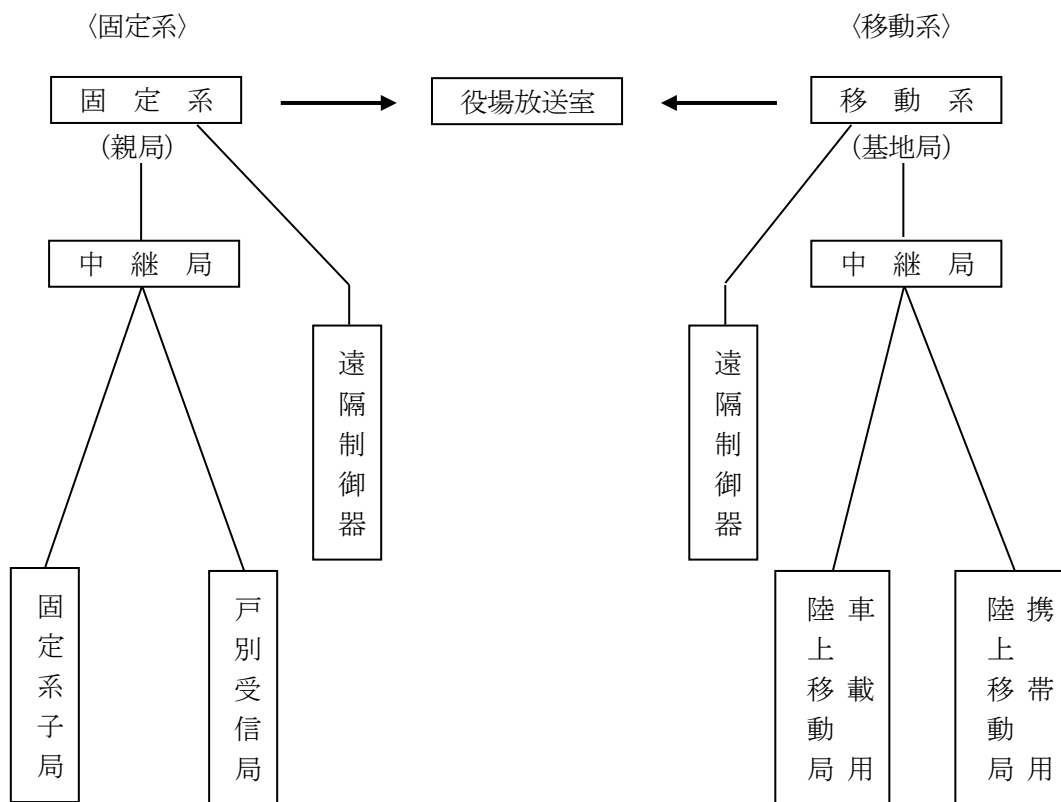
第19条 この規程に定めるもののほか、防災行政用無線局の管理運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

越生町防災行政用無線局構成図



資料編 1-4-3 越生町防災行政用無線局（固定系）運用に関する要綱

越生町防災行政用無線局（固定系）運用に関する要綱

昭和63年3月10日

要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、越生町防災行政用無線局管理運用規程（昭和63年規程第2号）第12条の規定に基づき、防災行政用無線局（固定系）の適正な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送の方法)

第2条 固定局における放送（以下「放送」という。）は、一斉放送及び地区放送とする。

2 一斉放送とは、すべての固定系子局に対して行う放送をいう。

3 地区放送とは、特定地区の固定系子局に対して行う放送をいう。

(放送の種類)

第3条 放送の種類及び放送時間は、別表のとおりとする。

(放送事項)

第4条 放送事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風及び火災等の非常事態に関する事項
- (2) 人命救助、その他特に緊急重要な事項
- (3) 行政事務及び町が行う各種行事等、住民の協力、理解を得る事項
- (4) その他特に総括管理者が必要と認めた事項

(放送の依頼)

第5条 放送を希望する所属の長は、放送申込書（様式第1号）により放送を希望する日の2日前までに総括管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(外部機関の放送依頼)

第6条 外部機関が放送を希望するときは、放送依頼申込書（様式第2号）により放送を希望する日の4日前までに総括管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(受理及び放送の決定)

第7条 総括管理者は、第5条又は前条の規定により放送依頼があったときは、その放送内容について検討し、特に外部機関からの依頼については、関係課長と協議して、その受理を決定しなければならない。

2 放送の順位は原則として受付の順とする。ただし、総括管理者が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(放送の担当)

第8条 放送は総務課が担当する。

(放送の権限)

第9条 総括管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、放送を制限することができるものとする。

(放送の記録)

第10条 無線局は、無線放送日誌（様式第3号）を備え付け、毎日必要事項を記載しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

資料編 1-4-4 越生町防災行政用無線局（移動系）運用に関する要綱

越生町防災行政用無線局（移動系）運用に関する要綱

昭和63年3月10日

要綱第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、越生町防災行政用無線局管理運用規程（昭和63年規程第2号）第12条の規定に基づき、防災行政用無線局（移動系）の適正な管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(通信事項)

第2条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風及び火災等の非常事態における防災、応援、救助、災害復旧等に関する事項
- (2) 町の一般行政事務に関する事項
- (3) その他総括管理者が特に必要と認める事項

(移動局の通信方法)

第3条 移動局の通信の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 移動局は、開局又は閉局しようとするときは、その旨を基地局に通知しなければならない。
- (2) 通信を開始するときは、必ずいったん受信し、他の局が通話中でないことを確認しなければならない。
- (3) 呼び出し、応答及び通信の方法は、別表第1号の通信の方法によるものとする。

(移動局の通信の割り込み)

第4条 移動局は、自系の他の移動局が通信を行っている時に、特に緊急を要する通信を行いたいときは、当該通信に割り込んで行うことができる。

- 2 割り込みの方法は、別表第1号の呼出しの前に「緊急」を2回送信した後に行うものとする。
- 3 移動局は、割り込みを行うための呼出し又は通話の開始を傍受したときは、直ちに通話を中止しなければならない。

(通信の統制)

第5条 総括管理者は、移動局の通信がふくそうし、又はふくそうするおそれのある場合は、各局に通信し、通信の統制を行うことができる。

(非常災害時の通信)

第6条 非常災害時においては、通信関係者は、非常事態の発生を認識し、総括管理者の指示に基づき秩序ある通信を行わなければならない。

(通信の訓練)

第7条 通信の訓練は、管理責任者が通信の訓練計画書を作成し、総括管理者の承認を得て行うものとする。

- 2 通信の訓練の際における通信は、別表第1号の呼出しの前に「通信訓練」を2回送信するものとする。
- 3 通話の感度表示は、別表第2号による。

(無線局の管理)

第8条 管理責任者は、基地局及び全移動局に、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）に定める無線業務日誌を備え、通信取扱責任者に毎日必要事項を記入させ、査閲のうえ、整理保管しなければならない。

- 2 管理責任者は、法に定める無線業務日誌抄録に毎年1月から12月までに期間に係る事項を記載し、翌年の1月20日までに総括管理者に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

別表第1号（第3条関係）

越生町防災行政用無線局（移動系）の通信方法

1 呼 出 し	(1) 相手局呼出名称 (2) こちらは (3) 自局呼出名称	3回以下 1回 3回以下
2 応 答	(1) 相手局呼出名称 (2) こちらは (3) 自局呼出名称 (4) どうぞ	3回以下 1回 1回 1回
3 通 報 の 送 信	(1) 通報事項 (2) どうぞ	1回
4 通 報 の 解 信	(1) 自局呼出名称 (2) 了解	1回 1回
5 通 話 の 終 了	(1) 以上 (2) 自局呼出名称	1回 1回
6 各局あて同報	(1) 各局 (2) こちらは (3) 自局呼出名称 (4) 通報事項	3回以下 1回 3回以下 2回以下
7 試験電波の発射	(1) ただいま試験中 (2) こちらは (3) 自局呼出名称 (4) 本日は晴天なり (5) 自局呼出名称	3回 1回 3回 連続 1回

別表第2号

越生町防災行政用無線局（移動系）の感度表示

感度表示	受 信 状 態
メリット1	雑音の中にかすかに、話らしきものが聞こえる。
メリット2	雑音が多く、またはずんで何回か繰り返せば、話しが通じる。
メリット3	雑音やひずみは多少あるが、支障なく通話ができる。
メリット4	雑音は少しあるが、十分明快に通話ができる。
メリット5	雑音は全然なく、非常に明快に通話ができる。

資料編 1-4-5 町内医療機関及び管轄保健所

1 町内所在の医療機関

医療機関名	住所	診療科目	電話番号
市川医院	大字越生 981	内・循・小	292-3011
越生メディカルクリニック	大字黒岩 199-1	内・透析	277-1119
石川眼科	越生東 2-7-3	眼	277-2077
くぼた耳鼻咽喉科クリニック	越生東 2-7-9	耳鼻	277-7834
はなみず木整形外科	大字如意 102-9	整外・リ	292-8003
かあいファミリークリニック	大字上野 1025	内・外	299-6222
荒井洋充歯科医院	越生東 5-6-11	歯・小歯	292-2519
市川歯科医院	大字越生 981-14	歯・小歯	292-2303
大河原歯科医院	大字西和田 84-1	歯・小歯・歯外	277-1182
新井接骨院	大字越生 900-1	柔整	292-2461
おごせ鍼灸接骨院	越生東 2-7-16	鍼・灸・柔整	292-2110
いいつか接骨院	越生東 2-1-15	柔整	292-6222
なるせ接骨院	大字成瀬 751-1	柔整	277-1166

2 町内薬局及び薬店

名称	所在地	電話番号
新井蘇生堂薬局	大字越生 849	292-2009
ドラッグセイムス越生店	大字成瀬 77-1	277-1085
平塚薬局越生店	大字黒岩 210-1	292-6411
おごせ薬局	越生東 2-7-25	238-4211
ウエルシア越生店	越生東 2-6-2	277-2750
中川薬局越生店	大字上野 1024-3	277-1871

3 管轄保健所

保健所名	所在地	電話番号
坂戸保健所	坂戸市石井 2371-1	049-283-7815

(令和2年4月1日現在)

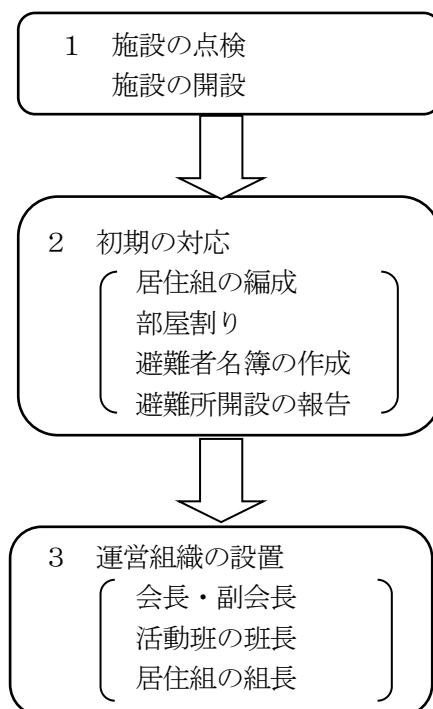
第1章 避難所の運営

大規模な地震等の災害時には、被災地からたくさんの避難者が避難所に集まってくる。

町職員や施設管理者は、直ちに施設の安全を確認し、避難所の開放を行うこととする。

なお、避難者の受け入れに当たっては、災害時要援護者のうち特段の配慮を必要とする者について、別棟の避難所の確保や福祉避難所を活用するよう努める。

施設の開放から運営組織の設置までの流れ



第1 避難所の開設

1 初期の対応

避難所の開設は、町職員又は施設管理者が行い、本格的な避難所組織ができるまで避難所の運営に当たり、早急に以下の仕事を行う。

(1) 施設の点検

- ・施設の危険状況を確認する。
- ・危険度判定は、専門の資格保持者（応急危険度判定士又は建築士）を伴って行う。
- ・危険と認められる場所は、立入り禁止とし、表示する。

(2) 居住組の編成

- ・世帯と地域を単位とし、居住組を編成する。
- ・居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮する。
- ・介護が必要な災害時要援護者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に特別に配慮した上、介護者とともに居住組を編成する。
- ・盲導犬、介助犬等生活上必要不可欠な動物と寝食を共にする避難者については、居住空間の確保に特別に配慮した上、居住組を編成する。
- ・居住組の目安は40人程度とする。
- ・各居住組は、組長及び副組長を選出する。
- ・組長及び副組長は、避難者が孤立しないよう生活上の配慮をする。

- ・帰宅困難者（通勤・通学者、観光客）については、一般の避難所とは別に一時滞在施設を設けて対応する。

(3) 部屋割り

- ・施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。
- ・避難者全員分の居住空間を確保する。
- ・介護が必要な要配慮者を優先して、部屋割りをする。

(4) 避難者名簿の作成

- ・記入用紙を各世帯に配布し、記入してもらう。（様式1）
- ・名簿は、居住組別に整理する。
- ・避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を整理する。

(5) 避難所開設の報告（様式2）

- ・避難所を開設したときは、避難者数、負傷者、連絡窓口等を、災害対策本部に報告する。

2 運営組織の設置

- ・避難所の運営は、避難者自身による自主組織を中心とする。
- ・避難所を運営するために、居住組の組長の会議により、会長及び副会長を選出する。
- ・避難所の運営組織は、会長、副会長と各活動班の班長、各居住組の組長で構成する。
- ・女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には、複数の女性を参加させる。
- ・活動班は、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、ボランティア班、で構成する。
- ・各活動班の班員は、各居住組の組長から推薦を受けて、会長が指名する。
- ・各活動班の班長は、班員の中から会長が指名する。
- ・町職員又は施設管理者は、運営組織が設置されたときに事務を引き継ぐと共に、円滑に組織が運営できるようにサポートする。

第2 運営会議

運営会議は、避難所の円滑な運営を図るために開催する。

1 要領の作成

- ・運営組織は、会議を開催するために、「避難所運営会議要領」を作成する。（様式3）

2 会議の運営

- ・会長は、「避難所運営会議要領」に基づき、会議を開催し、円滑に運営する。

3 決定事項の処理

会議の決定事項は、次のとおり処理する。

- ・災害対策本部に報告及び要請する。
- ・居住組の組長を通じて、避難者に周知する。
- ・活動班の班長を通じて、班員に周知する。

第3 活動班の役割

たくさんの避難者が共同生活を行っていくためには、多くの仕事があるので、仕事内容に応じた活動班を設け、効率よく作業を行う。

1 総務班の仕事

(1) 避難者の管理

ア 避難者名簿の管理

- ・避難者の状況（現在数・入所者数・退所者数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。

イ 入所者・退所者の管理

(ア) 入所者がいたら

- ・新しい入所者に記入用紙を渡し、記入してもらい、名簿に加える。
- ・空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。
- ・避難所の生活ルールについて、新しい入所者に説明する。

(イ) 退所者がいたら

- ・退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
- ・退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。

- ・退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）は、そのまま残す。
 - (ウ) 外泊者の管理（様式4）
 - ・外泊届用紙を作成し、氏名、期間、連絡先等を記載してもらう。
 - ・各組の組長を通じ、外泊届けを受理し、外泊者を把握する。
 - (2) 問い合わせへの対応
 - ・安否確認に対応する。
 - ・避難者への伝言を掲示する。
 - (3) 来客者への対応
 - ・避難者のプライバシーを確保するため、来客者には、居住空間には立ち入らせないで、入口近くに面会所を用意して対応する。
 - (4) 取材への対応
 - ・取材に当たっての注意事項を伝える。（様式5）
 - ・取材をする場合には、受付用紙に記載させる。（様式6）
 - ・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
 - ・避難者のプライバシーを確保するため、取材には、必ず班員が立ち会う。
 - (5) 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ
 - ・郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
 - ・手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は総務班で保管する。
 - (6) 記録
 - ・避難所の運営を記録する。
 - (7) 困りごと相談
 - ・生活の困りごとを相談する窓口を設置する。
- ## 2 報道班の仕事
- (1) 情報収集
 - ア 関係機関からの情報収集
 - ・各種機関へ直接連絡をとり、必要な情報を収集する。
 - イ 他の避難所との情報交換
 - ・避難所の混雑を防ぐため、避難者の受け入れ状況について、地域内の避難所同士で情報交換する。
 - ウ 各種マスコミからの情報収集
 - ・テレビ、ラジオ、新聞などにより、情報収集する。
 - (2) 災害対策本部への情報伝達
 - ・避難所の状況を定期的に報告する。
 - ・運営会議の要望を伝達する。
 - (3) 避難所内への情報伝達
 - ・掲示板を作成する。（様式13）
 - ・避難所内での情報伝達は、掲示板への記載又は張り紙を用いることとし、併せて、館内放送や口頭で知らせる。
 - ・避難者へ定期的に掲示板を見るように呼びかける。
 - ・掲示板に記載する情報には、掲示開始日時を記載する。
- ## 3 食料・物資班の仕事
- (1) 食料・物資の調達
 - ・必要な食料・物資を災害対策本部に要請する。
 - ・各避難者に持ち寄った食料の提供を呼びかける。
 - (2) 食料・物資の受入
 - ・食料・物資受入簿を作成する。（様式7）
 - ・食料・物資の受入のための専用スペースを設ける。
 - ・食料・物資の受入・仕分に必要な人員を確保する。
 - (3) 食料の管理・配給
 - ア 食料の管理
 - ・食料管理簿を作成する。（様式8）
 - ・食料の種類と在庫数を常に把握しておく。

- ・食料の保管には十分に注意を払う。
- ・不要な食料は災害対策本部に返却する。
- イ 食料の配給
 - ・食料は世帯単位とし、代表者に配給する。
 - ・食料は、要配慮者に優先して配給する。
- (4) 物資の管理・配給
 - ア 物資の管理
 - ・物資管理簿を作成する。(様式9)
 - ・物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
 - ・物資の管理には十分に注意を払う。
 - ・不要な物資は災害対策本部に返却する。
 - イ 物資の配給
 - ・物資の配給は世帯単位とし、代表者に配給する。
 - ・物資は、要配慮者に優先して配給する。
- 4 施設管理班の仕事
 - (1) 危険箇所への対応
 - ・余震が発生した場合には、専門家による施設の応急危険度判定を要請する。
 - ・危険箇所は「立ち入り禁止」を表示する。
 - ・危険箇所の補修を施設管理者に要請する。
 - (2) 防火・防犯
 - ・火気の取扱い場所及び喫煙場所を指定する。
 - ・火気の取扱いに注意を呼びかける。
 - ・夜間の当直制度を設ける。
 - ・夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。
- 5 保健・衛生班の仕事
 - (1) 医療・介護
 - ・近隣の救護所の開設状況を把握する。
 - ・医療機関の開設状況を把握する。
 - ・健康相談を行う窓口を設ける。
 - ・医薬品の種類、数量について把握する。
 - ・傷病者について把握する。
 - ・避難所での生活が困難な者については、福祉避難所、施設や病院への収容を要請する。
 - (2) トイレ
 - ・使用可能状況を調べる。
 - ・トイレ用水を確保する。
 - ・仮設トイレを設置する。
 - (3) 衛生管理
 - ・「手洗い」を徹底させる。
 - ・食器の衛生管理を徹底させる。
 - ・風邪などの感染症の防止に努める。
 - (4) 生活用水の管理
 - ・生活用水は用途に応じて分ける。
 - ・節水に努める。
 - (5) 清掃
 - ア 供用部分の清掃
 - ・居住組を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。
 - イ 居室部分の清掃
 - ・個室の清掃を実施させる。
 - (6) ゴミ
 - ・避難所敷地内にゴミ集積場を設置する。
 - ・ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場を清潔に保つ。

(7) ペット

- ・ペット飼育者名簿を作成する。(様式10)
- ・敷地内の屋外にペットハウス(テントなど)を設け、飼育する。
- ・ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。

6 ボランティア班の仕事

- ・ボランティア受付簿を作成する。(様式11)
- ・ボランティアセンターの登録を確認する。
- ・ボランティアの役割分担を決める。
- ・ボランティアに名札や腕章を着用させる。

第2章 生活の配慮とルール

第1 生活の配慮

避難者で多くの人が快適な共同生活を送るため、次の事項に配慮する。

1 プライバシーの配慮

- ・個人情報の取扱いについては、十分注意する。
- ・簡易間仕切りの設置により個人や世帯のプライバシーを保護する。
- ・プライバシーに関することは、直接本人に伝える。

2 要配慮者等への配慮

- ・高齢者、障害者、その他生活に特別な配慮を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた生活ができるよう配慮する。
- ・視覚障害者や移動の不自由な高齢者や障害者には、音声による情報提供を行う。
- ・固形食の摂取が困難な高齢者や障害者の食料に配慮する。
- ・高齢者や障害者用に洋式トイレを用意する。
- ・一般の避難所生活が困難な要配慮者には、福祉避難所への移送を検討する。

3 女性への配慮

- ・専用トイレ、着替えや授乳場所を設置場所に配慮し確保する。
- ・女性専用の相談窓口を設置する。

4 外国人への配慮

- ・外国人には、使用する言語や生活習慣等に配慮する。
- ・日本語の放送に合わせ、外国語による放送にも努める。
- ・掲示板への記載及び案内表示については、外国語表記のものを用意するように努める。
- ・相談窓口には、通訳ボランティアを配置するように努める。
- ・資料は、外国語の資料も用意するように努める。

第2 生活ルールの周知

多くの避難者が共同生活を送るため、「避難所生活の心得」を定め、避難者に周知できるようわかりやすい場所に掲示し、あわせて入所者に配布する。(様式12)

第3 避難所運営のための様式類等

避難所の案内図、施設の配置図、各種の様式をあらかじめ作成しておく。

- 1 案内図(周辺地図) 一省略
- 2 施設の配置図(現況、使用予定図) 一省略
- 3 避難者名簿用紙(様式1)
- 4 避難所開設報告(様式2)
- 5 避難所の運営会議要領(様式3)
- 6 外泊届け用紙(様式4)
- 7 取材者への注意事項(様式5)
- 8 取材者受付用紙(様式6)
- 9 食料・物資受入簿(様式7)
- 10 食料管理簿(様式8)
- 11 物資管理簿(様式9)

- 12 ペット飼育者名簿（様式10）
- 13 ボランティア受付簿（様式11）
- 14 避難所生活の心得（様式12）
- 15 避難所伝言掲示板（様式13）

(様式1) 避難者名簿用紙

避難者名簿用紙

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所						行政区名	
TEL							
(フリガナ) 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	退去日	離散家族の 氏名・続柄
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					

(様式2) 避難所開設報告

避難所状況報告書（第1報）～開設後すぐ

※ 避難所を開設したら、災害対策本部（FAX 292-5400）までファックスしてください。ファックスが使えない場合には、下記通信欄の内容を（TEL 292-3121）まで電話で連絡してください。

※ 第1報です。わかる範囲で報告してかまいませんから、速やかに報告してください。

避難所名	
開設日時	月 日 時 分
避難理由	避難指示・避難勧告・自主避難

災害対策本部受信者

報告日時	月 日 時 分	報告者名	
避難所 連絡手段	FAX - - ・ 電話番号 - - その他		
避難所 の 状 況 等	避難者数・避難世帯数	人（男性 人・性 人） 世帯	
	避難所の応急危険度判定	未実施・安全・要注意・危険	
	ライフラインの状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通	
緊急を要する事項（負傷者等の状況を中心に箇条書きで記入してください）			
参集した避難所担当者			
参集した施設管理者			

(様式3) 避難所の運営会議要領

避難所運営会議要領

(目的)

第1条 避難所の運営について協議するため、避難所運営会議（以下「運営会議」という。）を設ける。

(運営会議)

第2条 運営会議は、居住組の組長及び副組長等並びに複数の女性をもってあてる。

(協議)

第3条 運営会議は、避難所の円滑な運営を図るため、必要な事項について協議する。主な協議事項は以下のとおり。

- (1) 役員の選出
- (2) 避難所の運営方針
- (3) 行政機関への要請、申し入れ
- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) マスコミ取材への対応方針
- (6) 避難所のルールづくり
- (7) 活動班の編成
- (8) その他必要な事項

(運営会議の組織)

第4条 運営会議には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 各活動班の班長 1名

(役員の職務)

第5条 会長は、運営会議を代表し、避難所の事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、その職務を代行する。

3 各活動班の班長は、班を総括する。

(活動班)

第6条 運営会議に、次の活動班を設ける。また、必要に応じて、活動班を新設、統合する。

- (1) 総務班
避難者の管理、問い合わせへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便・宅配便の荷物の取り次ぎ、避難所運営の記録、困りごと相談窓口の設置など
- (2) 情報班
情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達など
- (3) 食料・物資班
食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給、物資の管理・配給など
- (4) 施設管理班
危険箇所への対応、防火・防犯
- (5) 保健・衛生班
医療・介護、衛生管理、生活用水の管理、ゴミ、トイレ、掃除、ペットに関する事
- (6) ボランティア班
ボランティアの受入

(会議)

第7条 運営会議は、毎日____時に定例会を開催し、会長が議長となる。また、避難所の運営活動等のため会長が必要と認めたとき臨時に会議を開催する。

(疑義)

第8条 避難所の運営について、この要領を定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営会議で協議して決定する。

(様式4) 外泊届け用紙

外泊届け用紙

(ふりがな)		居住組
氏名		
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日	(計 日間)
同行者		
緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)		

(様式5) 取材者への注意事項

取材をされる方へ

避難所内にて取材を行う場合には以下の点に留意くださるようお願いいたします。

- ◆避難所内では身分を明らかにしてください。
 - ・避難所内では、胸などの見えやすい位置に必ず「取材者バッジ」を携帯してください。
- ◆避難者のプライバシーの保護にご協力ください。
 - ・避難所内の取材の際には、係員の指示に従ってください。
 - ・取材できる部分は、避難所の共有空間のみです。居住空間や避難所の施設として使用していない部分については立入禁止とします。
 - ・避難所内の撮影や避難者へ話しかけたり、カメラを向けたりすることはくれぐれもつつしんでください。
- ◆取材に関する問い合わせは総務班へお願いします。
 - ・取材が終わった旨、受付へ届け出をしてください。
 - ・本日の取材内容に関するオンエアや記事発表の予定に変更が生じた場合には、下記連絡先まで連絡をお願いします。また、本日の取材に関する不明な点などにつきましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。

〇〇〇〇避難所
〒△△△ 越生町大字〇〇△△番地
TEL ()

(様式6) 取材者受付用紙

取材者受付用紙

(お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄り下さい)

受付日時		退所日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
代表者	氏名		
	所属		
	連絡先 (住所・TEL)		
同行者	氏名	所属	
取材目的	※オンエア、記事発表などの予定：		
避難所側付添者 氏名	〈名刺添付場所〉		
特記事項			

(様式7) 食料・物資受入簿

月 日	受付時刻	品 名	数量(単位)	送 付 元	受入担当者
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

(様式8) 食料管理簿

月 日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存 可能な 食 品	米													
	アルファ米													
	乾パン													
	インスタントスープ													
	インスタントラーメン													
	缶詰													
炊き出し 用の食品	生肉													
	野菜													
	生卵													
	練製品													
	生麺													
	果物													
飲料水	ミネラルウォーター													
	お茶													
	ジュース													
調味料	醤油													
	ソース													
	砂糖													
	塩													
	だしの素													
その他	粉ミルク													

(様式9) 物資管理簿

月 日			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣類	上着										
		ズボン										
		下着										
		靴下										
		パジャマ										
		防寒着										
	女性衣類	上着										
		ズボン・スカート										
		下着										
		靴下・ストッキング										
		パジャマ										
		防寒着										
	子供衣類	上着										
		ズボン・スカート										
		下着										
		靴下										
		ベビー服・肌着										
生活用品	生理用品											
	大人用オムツ											
	乳児用オムツ											
	ティッシュペーパー											
	トイレットペーパー											
	シャンプー・リンス											
	石鹸・洗剤											
	歯ブラシセット											
台所用品	鍋・フライパン											
	包丁											
	皿 (平皿・深皿)											
	箸・スプーン・フォーク											

(様式10) ペット飼育者名簿

ペット飼育者名簿

	飼育者 (住所・氏名)	動物の種類	性別	体格	毛色	その他 (退所日等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

(様式11) ボランティア受付簿

ボランティア受付簿

No. _____

受付日	年 月 日
-----	-------

(避難所名 : _____)

No.	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティア経験の有無とその内容	
				有・無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	

(様式12) 避難所生活の心得

避難所生活の心得

この避難所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表からなる運営会議を組織します。
 - 運営会議は、毎日_____時に定例会議を開きます。
 - 運営会議に、総務、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生、ボランティアの各班を避難者の中から編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は総務班に連絡してください。また、退去する方は総務班に転出先を連絡してください。
- 5 犬・猫などのペットは、屋外のペットハウスで飼育してください。
- 6 職員室、調理室、保健室などの施設管理上、立ち入りを制限する場合があります。「立ち入り禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
- 7 食料、物資の配給は食料・物資班が行います。
 - 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子供、妊産婦などを優先します。
 - 食料、物資等は世帯ごとに配給します。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は食料・物資班にお申し出ください。
 - 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供をお願いする場合があります。また、自宅に立ち入ることが可能な場合は、一度自宅に戻って、備蓄食料や毛布などを避難所にお持ちください。
- 8 消灯は、夜_____時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
- 9 公衆電話は緊急用とします。携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
- 10 所定の場所以外での、喫煙、飲酒を禁止します。また、裸火の使用も禁止します。
- 11 不審な人物を見かけたら、施設管理班まで連絡してください。
- 12 各種要望は、運営会議で検討して災害対策本部に要請しますので、各班までお申し出ください。

(様式13) 避難所伝言掲示板

避難所伝言掲示板 (例)

○月○日○時現在

<input type="checkbox"/> 避難者の状況 <ul style="list-style-type: none">・男・女
<input type="checkbox"/> 食料の配給時間
<input type="checkbox"/> 物資の状況 <ul style="list-style-type: none">・不足物資・配布可能物資
<input type="checkbox"/> 清掃の時間
<input type="checkbox"/> 運営会議の開催 <ul style="list-style-type: none">・日時・場所
<input type="checkbox"/> ライフラインの状況 <ul style="list-style-type: none">・電気・ガス・上水道・下水道・電話・鉄道・バス・道路
<input type="checkbox"/> 災害対策本部からの連絡事項
<input type="checkbox"/> 本日の当直担当者 <ul style="list-style-type: none">・昼・夜
<input type="checkbox"/> 郵便物、宅配便の荷物の保管状況
<input type="checkbox"/> 他の避難所の状況

資料編 1-4-7 防災倉庫備蓄物台帳

令和2年4月1日現在

越生町中央公民館 防災倉庫備蓄物台帳 (1/3)		
【保健センター脇】		
品名	数量	備考
浄水装置	1 台	大学産業製DCF-1HLSE WB10
発電機	2 台	ヤマハEF-2300
三脚	2 台	KS-900T
投光器	4 台	RE-300
コードリール	2 個	30m
水中ポンプ	1 台	テラダS-500(ワンタッチ金具 20mホース付)
毛布	107 枚	10枚/箱×10、+7枚
トイレットペーパー	100 個	100個入/箱
ビニールシート(ブルーシート)	50 枚	10枚入×5束 国産2.2mm(2間×3間)
軍手	10 ダース	
オムツ(大人用)	102 枚	M(30枚×2) M~L(22枚) L~LL(20枚)
オムツ(子供用)	300 枚	M 64枚×3 L 54枚×2
生理用品(普通)	304 枚	34枚/袋×4 28枚/袋×6
生理用品(夜用)	112 枚	14枚/袋×8
はさみ	2 丁	ステンレス 丸先
カッター	2 本	NTカッター L-500
やかん	2 個	10 ^{リットル}
なべ	2 個	39cm(21 ^{リットル})
ポリ容器 120型	2 個	120 ^{リットル}
ポリタンク	2 個	18 ^{リットル} 石油用
フォーク	276 本	
しゃもじ	4 本	
はし	1,000 膳	紙完封
紙コップ	200 個	
丸皿	200 枚	中型
おわん	100 個	
スプーン	100 本	
フォーク	100 本	
水杓	3 個	
おたま	4 個	
大型救急箱	2 箱	
肌着セット(男性用)	24 組	Mサイズ 12組 Lサイズ 12組
肌着セット(女性用)	24 組	Mサイズ 12組 Lサイズ 12組
肌着セット(子供男)	10 組	120cm 5組 140cm 5組
肌着セット(子供女)	10 組	120cm 5組 140cm 5組
トランジスタメガホン	1 台	UNIPEX TRM-55A(単2電池8個使用)
トランジスタメガホン	3 台	UNIPEX TR210S(単3電池8個使用)
組み立て水槽	1 台	B型 1000 ^{リットル}
折りたたみ式リヤカー	1 台	耐融アルミニウム合金 積載量150kg~200kg
簡易トイレ用ハウス	2 台	プラスチック製 型式 N-HP105

越生町中央公民館 防災倉庫備蓄物台帳 (2/3)		
品名	数量	備考
簡易トイレ	10 台	1台/用便袋20枚付
簡易トイレ用スベア袋	30 箱	20袋入/箱×30
消火用バケツ	20 個	亜鉛メッキ8リットル用 赤色
ヘルメット	8 個	白色
ツルハシ	5 丁	両ツル
カケヤ	5 丁	丸カケヤ
金てこ (パール)	5 本	25φ 120cm
のこぎり	4 丁	折り込み式鋸
スコップ	25 丁	剣スコップ
ローソク	71 本	非常用ローソクマッチ付 10時間用
固形燃料	5 個	600g
固形燃料	5 個	400g
草かき	10 本	
バリケード	10 個	800mm×900mm
防災用テント	2 張	2間×3間 エステル白防水製
かまどセット	1 セット	1斗用 (1セット 釜+フタ+かまど)
土のう袋	400 枚	
杭	50 本	S Bパイル
ガス炊飯器	1 台	リンナイガス炊飯器 RR-50S 最大炊飯量10リットル
ガスコンロ	1 台	炬火ナ二重コンロ TS-22HP 二重羽根付・種火付
延長コード	2 本	カラーコード 10m 15A
ポリバケツ	4 個	10リットル
伸縮式アルミはしご	1 本	約5m
防水懐中電灯	3 個	FUJITSU BL222F-P(H) 単2乾電池2個使用
発電機 (LPガス使用)	2 台	HONDA EU9iGP
い草敷物	3 枚	6畳×3枚
マイルディシート	2 巻	8mm×910mm×20m
ガソリン缶	2 缶	20リットル 10リットル
家庭用清水器	4 台	三菱レイヨン (株) クリスイSTX(STX810-GR)
GSポータラック用充電器	5 台	日本電池 (株) BC-802-12V
簡易トイレセット	3 セット	(便袋(サタクリン)200枚・使用済収納大袋10枚・トイレ用脱臭剤ボトル10本・受けネット1枚) ×3セット
エマージェンシーブランケット	100 枚	SOL製・1人用
【郵便局前】		
品名	数量	備考
発電機	1 台	ホンダ EG900
ストーブ	2 台	コロナ SL-221
ガソリン缶	1 缶	20リットル
投光器	1 台	RE-300型
ランタン	1 個	
担架	1 台	二つ折り担架 布製 スチール FRT-103
哺乳ビン	60 本	スリボトル240ml 5本/箱×12
哺乳ビンブラシ	10 本	スポンジ

越生町中央公民館 防災倉庫備蓄物台帳 (3/3)		
品名	数量	備考
非常用飲料水袋	1,800 袋	6歳用 (箱/200枚) × 9箱
大型丸かまど	6 台	(株) ホンマ製作所 AM-51
アルミ釜+木蓋	3 台	三州釜製 釜直径45cm
簡易食器セット	2 セット	(丼:100枚 スプーン:200本 ポリエステル手袋:200枚 カップ:100個) × 2
アルミ製ベンチ	10 台	BUNDOK BD-159
LED強力ライト	10 台	FUJITSU HGH1411F-A(BX)
プラスチックかんじき	6 組	山研工業 (株) 雪っこちゃん
のこぎり	5 個	カインズ製 9寸目 265mm 直柄
携帯電話ポータブル充電器	50 台	(株) スターリング 6125
雪上運搬用そり	2 台	
雪かき用ブラシャベル	10 本	
避難所用簡易間仕切り	49 台	(株) ニード ファミリールーム WT-120
ワンタッチテント	1 張	(株) ニード WT-1 W1200mm D1200mm H1900mm
避難所用プライベートルーム	5 台	(株) ニード プライベートルーム PB2.1
一輪車	2 台	

種類	数量	備考
ビスケット	1,485 食	
缶入りパン	432 食	
アルファ米	白飯	850 食
	わかめ	686 食
	五目	850 食
	白がゆ	150 食
	梅がゆ	150 食
乾燥スープ	1,400 食	
保存水 (500 ml)	1,316 本	
粉ミルク	5,650 g	
液体ミルク (240 ml)	72 本	

令和2年4月1日現在

やまぶき公民館 防災倉庫備蓄物台帳 (1/2)		
品名	数量	備考
浄水装置	1 台	大学産業製DCF-1HLSE WB10
発電機	2 台	ヤマハEF-2300
三脚	2 台	KS-900T
投光器	4 台	RD-300
コードリール	1 台	30m
水中ポンプ	1 台	S-500(ワンタッチ金具 20mホース付)
毛布	80 枚	10枚入×8箱
トイレットペーパー	100 個	100個入
ポリ袋(黒)	40 枚	4.5リットル 10枚入×4袋
ビニールシート(ブルーシート)	50 枚	10枚入×5束 国産2.2mm(2間×3間)
軍手	10 ダース	
オムツ(大人用)	102 枚	M(30枚×2) M~L(22枚) L~LL(20枚)
オムツ(子供用)	228 枚	M 64×2 L 54枚×2
生理用品(普通)	304 枚	34枚/袋×4 28枚×6
生理用品(夜用)	70 枚	14枚/袋×5
ダルマストーブ	2 台	コロナSL221W
はさみ	2 丁	ステンレス 丸先
カッター	2 本	NTカッター L-500
やかん	2 個	10リットル
なべ	2 個	39cm(21リットル)
ポリ容器 120型	2 個	120リットル
ポリタンク	2 個	18リットル 石油用
はし	1,000 膳	紙完封
紙コップ	200 個	
丸皿	200 枚	中型
おわん	100 個	
スプーン	100 本	
フォーク	100 本	
簡易食器セット	2 セット	(丼:100枚 スプーン:200本 ポリエステル手袋:200枚 カップ:100個)×2
水杓	4 個	
しゃもじ	4 個	
おたま	4 個	
大型救急箱	2 箱	
肌着セット(男性用)	24 組	Mサイズ 12組 Lサイズ 12組
肌着セット(女性用)	24 組	Mサイズ 12組 Lサイズ 12組
肌着セット(子供男)	10 組	120cm 5組 140cm 5組
肌着セット(子供女)	10 組	120cm 5組 140cm 5組
哺乳ビン	30 本	ステリボトル240ml 5本/箱×6
トランジスタメガホン	1 台	UNIPLEX TRM-55A
トランジスタメガホン	2 台	UNIPLEX TR-210S
組み立て水槽	1 台	B型 1000リットル

やまぶき公民館 防災倉庫備蓄物台帳 (2/2)		
品名	数量	備考
折りたたみ式リヤカー	2 台	耐融アルミニウム合金 積載量150kg~200kg
簡易トイレ用ハウス	2 台	プラスチック製 型式 N-HP105
簡易トイレ	10 台	サニターII (東京葛飾福祉工場製)
簡易トイレ用スペア袋	120 枚	(20枚/箱) × 6箱
強力ライト	10 個	ユニハロゲンビームライト FL-104H (単1電池3本使用)
災害用バケツ	20 個	亜鉛メッキ8リットル用 赤色
ヘルメット	14 個	白色
トラロープ	2 巻	12mm×200m
ツルハシ	5 丁	両ツル
カケヤ	5 丁	丸カケヤ
金てこ (ボール)	5 本	25φ 120cm
のこぎり	5 丁	折り込み式鋸
スコップ	10 丁	剣スコップ
ローソク	40 本	非常用ローソクマッチ付 10時間用
固形燃料	5 個	600g
固形燃料	5 個	400g
草かき	5 本	
バリケード	10 個	800mm×900mm
防災用テント	2 張	2間×3間 エステル白防水製
かまどセット	1 セット	1斗用 (1セット 釜+フタ+かまど)
非常用ラジオ	1 台	SONY ICF-B100 (単1or単2or単3×2本使用)
ガス炊飯器	1 台	リンナイガス炊飯器 RR-50S 最大炊飯量10リットル
ガスコンロ	1 台	リンナイ二重コンロ TS-22HP 二重羽根付・種火付
延長コード	1 本	カラーコード 10m 15A
ランタン	1 個	
担架	1 台	二つ折り担架 布製 スチール FRT-103
マイルディシート	2 巻	8mm×910mm×20m
特設公衆電話要電話機	1 台	
簡易トイレセット	1 セット	便袋(サニタリー)200枚・使用済収納大袋10枚・トイレ用脱臭剤トール10本・受けネット1枚

種類	数量	備考
ビスケット	720 食	
缶入りパン	72 食	
アルファ米	白飯	100 食
	わかめ	400 食
	白がゆ	50 食
	梅がゆ	50 食
乾燥スープ	200 食	
保存水 (500 ml)	96 本	
粉ミルク	5,650 g	

令和2年4月1日現在

越生小学校 防災倉庫備蓄物台帳 (1/2)		
品名	数量	備考
浄水装置	1 台	大学産業製DCF-1HLSE WB10
発電機	2 台	ヤマハEF2300×1台、ホンダEG-900×1台
三脚	2 台	KS-900T
投光器	4 台	RD-300
コードリール	2 個	NR-304D (30m)
水中ポンプ	1 台	HS-500 (ワンタッチ金具 20mホース付)
毛布	80 枚	10枚入/箱×8
トイレットペーパー	100 個	100個入/箱
ポリ袋 (黒)	40 枚	4.5リットル 10枚入×4袋
ビニールシート	50 枚	10枚入×3束 国産2.2mm(2間×3間)
軍手	10 ダース	
オムツ (大人用)	102 枚	M(30枚×2) M~L(22枚) L~LL(20枚)
オムツ (子供用)	236 枚	(M 64枚・L 54枚) ×2
生理用品 (普通)	304 枚	34枚/袋×4 28枚×6
生理用品 (夜用)	70 枚	14枚/袋×5
ストーブ	2 台	SL221W
はさみ	2 丁	ステンレス 丸先
カッター	2 本	NTカッター L-500
やかん	2 個	10リットル
なべ	2 個	39cm (21リットル)
ポリ容器120型	2 個	120L
ポリタンク	2 個	18L 石油用
はし	1,000 膳	紙完封
紙コップ	200 個	
丸皿	200 枚	中型
おわん	100 個	
スプーン	100 本	
フォーク	100 本	
簡易食器セット	2 セット	(丼:100枚 スプーン:200本 ポリエステル手袋:200枚 カップ:100個) ×2
水杓	4 個	
しゃもじ	4 個	
おたま	4 個	
大型救急箱	1 箱	
肌着セット (男性用)	24 組	Mサイズ 12組 Lサイズ 12組
肌着セット (女性用)	24 組	Mサイズ 12組 Lサイズ 12組
肌着セット (子供男)	10 組	120cm 5組 140cm 5組
肌着セット (子供女)	10 組	120cm 5組 140cm 5組
哺乳ビン	30 本	スリボトル240ml 5本/箱×6
トランジスタメガホン	1 台	15W
トランジスタメガホン	2 台	6W
組み立て水槽	1 台	B型 1000リットル

越生小学校 防災倉庫備蓄物台帳 (2/2)		
品名	数量	備考
折りたたみ式リヤカー	2 台	耐融アルミニウム合金 積載量150kg~200kg
簡易トイレ用ハウス	2 台	プラスチック製 型式 N-HP105
簡易トイレ	10 台	
簡易トイレ用スペア袋	120 枚	20枚/箱×6
強力ライト	10 個	ショルダーストラップ付
災害用バケツ	20 個	亜鉛メッキ8リットル用 赤色
ヘルメット	14 個	白色
トラロープ	2 巻	12mm×200m
ツルハシ	5 丁	両ツル
カケヤ	5 丁	丸カケヤ
金てこ	5 本	25φ 120cm
のこぎり	5 丁	折り込み式鋸
スコップ	10 丁	ケンスコ
ローソク	40 本	非常用ローソクマッチ付 10時間用
固形燃料	5 個	600g
固形燃料	5 個	400g
草かき	5 本	
バリケード	10 個	800mm×900mm
防災用テント	2 張	2間×3間 エステル白防水製
かまどセット	1 セット	1斗用 (1セット 釜+フタ+かまど)
非常用ラジオ	1 台	SONY ICF-B100
ガス炊飯器	1 台	リナイガス炊飯器 RR-50S 最大炊飯量10リットル
ガスコンロ	1 台	姉妹二重コンロ TS-22HP 二重羽根付・種火付
延長コード	2 本	カラーコード 10m 15A
担架	1 台	二つ折り担架 布製 スチール FRT-103
ランタン	1 台	
乾電池 (単2)	20 本	10本/箱×2 現在0
マイルディシート	2 巻	8mm×910mm×20m
簡易トイレセット	1 セット	便袋(サニタクリン)200枚・使用済収納大袋10枚・トイレ用脱臭剤がぶ10本・受けネット1枚

種類	数量	備考
ビスケット	780 食	
缶入りパン	72 食	
アルファ米	白飯	100 食
	わかめ	450 食
	白がゆ	100 食
	梅がゆ	100 食
乾燥スープ	200 食	
保存水 (500 ml)	96 本	
粉ミルク	4,850 g	

令和2年4月1日現在

梅園小学校 防災倉庫備蓄物台帳 (1/2)		
品名	数量	備考
浄水装置	1 台	大学産業製DCF-1HLSE WB10
発電機	2 台	ヤマハEF-2300
三脚	2 台	KS-900T
投光器	4 台	RD-300
コードリール	2 個	NR-304D
水中ポンプ	1 台	HS-500 (ワンタッチ金具 20mホース付)
トイレトペーパー	100 個	100個入
ポリ袋 (黒)	40 枚	4.5リットル 10枚入×4袋
ビニールシート(ブルーシート)	50 枚	10枚入×5束 国産2.2mm(2間×3間)
軍手	10 ダース	
オムツ (大人用)	102 枚	M(30枚×2) M~L(22枚) L~LL(20枚)
オムツ (子供用)	236 枚	(M 64枚・L 54枚) ×2束
生理用品 (普通)	304 枚	34枚/袋×4 28枚/袋×6
生理用品 (夜用)	70 枚	14枚/袋×5
ダルマストーブ	2 台	SL221W
はさみ	2 丁	ステンレス 丸先
カッター	2 本	NTカッター L-500
やかん	2 個	10リットル
なべ	2 個	39cm (21リットル)
ポリ容器 120型	2 個	120リットル
ポリタンク	3 個	18リットル 石油用
ポリタンク	2 個	20リットル 水用
はし	1,000 膳	紙完封
紙コップ	80 個	
丸皿	200 枚	中型
おわん	100 個	
スプーン	100 本	
フォーク	100 本	
簡易食器セット	2 セット	(丼:100枚 スプーン:200本 ポリエステル手袋:200枚 カップ:100個)×2
大型救急箱	2 箱	
肌着セット (男性用)	24 組	Mサイズ 12組 Lサイズ 12組
肌着セット (女性用)	24 組	Mサイズ 12組 Lサイズ 12組
肌着セット (子供男)	10 組	120cm 5組 140cm 5組
肌着セット (子供女)	10 組	120cm 5組 140cm 5組
哺乳ビン	30 本	ステリボトル240ml 5本/箱×6
トランジスタメガホン	1 台	15W
トランジスタメガホン	2 台	6W
組み立て水槽	1 台	B型 1000リットル
折りたたみ式リヤカー	2 台	耐融アルミニウム合金 積載量150kg~200kg
簡易トイレ用ハウス	2 台	プラスチック製 型式 N-HP105
簡易トイレ	10 台	

梅園小学校 防災倉庫備蓄物台帳 (2/2)		
品名	数量	備考
簡易トイレ用スベア袋	120 枚	20袋/箱×6
強力ライト	8 個	ノーハグンビームライト FL10-104H(単1×3本使用)
災害用バケツ	20 個	亜鉛メッキ8リットル用 赤色
ヘルメット	14 個	白色
トラロープ	2 巻	12mm×200m
ツルハシ	5 丁	両ツル
カケヤ	5 丁	丸カケヤ
金てこ	5 本	25φ 120cm
のこぎり	5 丁	折り込み式鋸
スコップ	10 丁	ケンスコ
ローソク	40 本	非常用ローソクマッチ付 10時間用
固形燃料	5 個	600g
固形燃料	5 個	400g
草かき	5 本	
バリケード	10 個	800mm×900mm
毛布	96 枚	10枚/箱×9、+6枚
防災用テント	2 張	2間×3間 エステル白防水製
かまどセット	1セット	1斗用 (1セット 釜+フタ+かまど)
非常用ラジオ	1 台	SONY ICF-B100
ガス炊飯器	1 台	リナイガス炊飯器 RR-50S 最大炊飯量10リットル
ガスコンロ	1 台	姉妹ナ二重コンロ TS-22HP 二重羽根付・種火付
延長コード	1 本	カラーコード 10m 15A
ランタン	2 台	
担架	1 台	二つ折り担架 布製 スチール FRT-103
マイルディシート	8 巻	8mm×910mm×20m
特設公衆電話用電話機	1 台	
簡易トイレセット	1 セット	便袋(サニタクリン)200枚・使用済収納大袋10枚・トイレ用脱臭剤ボトル10本・受けネット1枚

種類	数量	備考
ビスケット	600 食	
缶入りパン	72 食	
アルファ米	白飯	400 食
	わかめ	350 食
	白がゆ	150 食
	梅がゆ	150 食
乾燥スープ	200 食	
保存水 (500 ml)	192 本	
粉ミルク	4,040 g	

令和2年4月1日現在

越生中学校 防災倉庫備蓄物台帳 (1/2)		
品名	数量	備考
浄水装置	1 台	大学産業製DCF-1HLSE WB10
発電機	1 台	ホンダEG900
三脚	2 台	KS-900T
投光器	4 台	RD-300
コードリール	2 個	30m
トイレトペーパー	100 個	100個入
ポリ袋 (黒)	40 枚	45 $\frac{1}{2}$ 10枚入×4袋
ビニールシート	50 枚	10枚入×5束 国産2.2mm(2間×3間)
オムツ (大人用)	102 枚	M(30枚×2) M~L(22枚) L~LL(20枚)
オムツ (子供用)	236 枚	(M 64枚・L 54枚) ×2束
生理用品 (普通)	304 枚	34枚/袋×4 28枚/袋×6
生理用品 (夜用)	70 枚	14枚/袋×5
ダルマストーブ	2 台	SL221W
やかん	2 個	10 $\frac{1}{2}$
なべ	2 個	39cm (21 $\frac{1}{2}$)
ポリ容器 120型	2 個	120 $\frac{1}{2}$
ポリタンク	3 個	18 $\frac{1}{2}$ 石油用
はし	1,000 膳	紙完封
紙コップ	200 個	
丸皿	200 枚	中型
おわん	100 個	
スプーン	100 本	
フォーク	100 本	
簡易食器セット	2 セット	(丼:100枚 スプーン:200本 ポリエステル手袋:200枚 カップ:100個) ×2
水杓	4 個	
しゃもじ	4 個	
おたま	3 個	
大型救急箱	1 箱	
肌着セット (男性用)	24 組	Mサイズ 12組 Lサイズ 12組
肌着セット (女性用)	24 組	Mサイズ 12組 Lサイズ 12組
肌着セット (子供男)	10 組	120cm 5組 140cm 5組
肌着セット (子供女)	10 組	120cm 5組 140cm 5組
哺乳ビン	30 本	ステロボトル240ml 5本/箱×6
トランジスタメガホン	1 台	UNIPLEX TRM-55A
トランジスタメガホン	1 台	UNIPLEX TR210S
組み立て水槽	1 台	B型 1000 $\frac{1}{2}$
折りたたみ式リヤカー	2 台	耐融アルミニウム合金 積載量150kg~200kg
簡易トイレ用ハウス	2 台	プラスチック製 型式 N-HP105
簡易トイレ	10 台	
簡易トイレ用スベア袋	120 枚	20袋/箱×6
強力ライト	10 個	シヨルダーストラップ付

越生中学校 防災倉庫備蓄物台帳 (2/2)		
品名	数量	備考
消火用バケツ	20 個	亜鉛メッキ8リットル用 赤色
ヘルメット	14 個	白色
トラロープ	2 巻	12mm×200m
ツルハシ	5 丁	両ツル
カケヤ	5 丁	丸カケヤ
金てこ	5 本	25φ 120cm
スコップ	10 丁	ケンスコ
草かき	5 本	
バリケード	10 個	800mm×900mm
毛布	80 枚	10枚入×8箱
防災用テント	2 張	2間×3間 エステル白防水製
かまどセット	1セット	1斗用 (1セット 釜+フタ+かまど)
ガス炊飯器	1 台	リナイガス炊飯器 RR-50S 最大炊飯量10リットル
ガスコンロ	1 台	姉妹ナ二重コンロ TS-22HP 二重羽根付・種火付
延長コード	1 本	カラーコード 10m 15A
ランタン	2 台	
担架	1 台	二つ折り担架 布製 スチール FRT-103
穴掘り用スコップ	1 台	
マイルディシート	2 巻	8mm×910mm×20m
簡易トイレセット	1 セット	便袋(サニタリー)200枚・使用済収納大袋10枚・トイレ用脱臭剤ボトル10本・受けネット1枚

種類	数量	備考
ビスケット	960 食	
アルファ米	白飯	100 食
	わかめ	450 食
	白がゆ	50 食
	梅がゆ	50 食

令和2年4月1日現在

オーパークおごせ 防災倉庫備蓄物台帳 (1/1)		
品名	数量	備考
ガソリン携行缶	2 缶	大自工業(株) CZ-520 (20リットル用)
コードリール	2 巻	30m
ハロゲン投光器	2 機	㈱北村産業 KHN-305 (300w) ※三脚付
ランタン	2 台	
オムツ (大人用)	158 枚	S (20枚×2) M~L (20枚×2+22枚) L~LL (18枚×2+20枚)
オムツ (子供用)	412 枚	S (84枚×2) M (68枚×2) L (54枚×2)
毛布	80 枚	10枚/箱×8
尿取りパッド	680 枚	ｲｯｯｷ(株)ｽｰﾊﾟｰ尿取りパッド (34枚/袋) ×20
発電機	2 機	DAISHIN SBG2500Ra
視覚障害者用ビブス	15 着	
特設公衆電話用電話機	1 台	
視覚障害者用電子拡大鏡	1 台	㈱ｱﾏﾃﾞｲｱ ﾀﾚﾙｰﾊﾟ TL-100 ※利用前に充電必要
歩行補助杖	2 台	㈱ﾆｷ MRA-01611 4点式
防護服セット	10 着	㈱ｱｾﾞｱｽ ICK-3 Lサイズ
非常用糞尿処理セット	4 箱	ﾊﾞﾝﾘｰ-袋100枚・便凝固用殺菌剤100包・汚物袋16枚/箱
折り畳み簡易ベッド	2 台	新井金属(株) アルミフレーム
チェーンソー	2 機	㈱やまびこ Shindaiwa E2038S
歩行器	2 台	日進医療機器(株) TY157B
ポータブルトイレ	2 台	ﾊﾟﾅﾓｯｷｴｲｼﾞﾌﾘｰﾗｲﾌﾞﾃﾞｯｸ(株) VALSPTSPBB
車いす	2 台	㈱ｶﾞﾙﾏｲｸﾙ KA102SB-42 (J) A3紺チェック
大型救急箱	1 箱	
簡易食器セット	2 セット	(丼:100枚 スプーン:200本 ポリエステル手袋: 200枚 カップ:100個)×2
簡易トイレセット	1 セット	便袋(ﾏｯﾀｸﾘｰﾝ)200枚・使用済収納大袋10枚・ﾄｲﾚ 用脱臭剤ﾊﾞﾄﾙ10本・受けネット1枚

種類	数量	備考
ビスケット	720 食	
缶入りパン	72 食	
アルファ米	白飯	100 食
	わかめ	650 食
	白がゆ	150 食
	梅がゆ	150 食
乾燥スープ	200 食	
保存水 (500 ml)	96 本	
粉ミルク	5,650 g	

越生町災害対策本部条例

昭和38年9月17日

条例第171号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、越生町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料編 2-2-2 被害の報告様式等

(県災害対策本部運営要領)様式第1号

発 生 速 報

支 部
市町村

日	時	分受信	発信者		受信者	
1	被 害 発 生					
2	被 害 場 所					
3	被 害 程 度					
4	災害に対する措置					
5	その他必要事項					

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

(県災害対策本部運営要領)様式第2号

経 過 速 報

支 部
市町村

		発信者		受信者			
災害の種別		発生地域					
被害日時		自 月 日		至 月 日			
報告区分							
区 分		被 害		区 分			
人的被害	死者	人		田畑被害	流出・埋没冠水	ha	
	行方不明者	人			流出・埋没冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			決壊	箇所
		軽傷	人			冠水	箇所
住家被害	全壊 (焼) (流失)	棟		その他被害	文教施設	箇所	
		世帯			病院	箇所	
		人			橋りょう	箇所	
	半壊 (焼)	棟			河川	箇所	
		世帯			砂防	箇所	
		人			清掃施設	箇所	
	一部破損	棟			崖くずれ	箇所	
		世帯			鉄道不通	箇所	
		人			被害船舶	隻	
	床上浸水	棟			水道	戸	
		世帯			電話	回線	
		人			電気	戸	
床下浸水	棟		ガス	戸			
	世帯		ブロック塀等	箇所			
	人						
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		り災世帯数	世帯	
		半壊(焼)	棟		り災者数	人	
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建物	件
		半壊(焼)	棟			危険物	件
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部の設置状況 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 市町村数 地区数 人 員 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動状況(使用した機材を含む)							

被 害 状 況 調

支 部
市町村

		発信者				受信者			
災害の種別				発生地域					
被害日時		自 月 日		至 月 日					
報告区分		確 定							

区 分			被 害		区 分			被 害		
人的被害	死 者		人		田畑被害	田	流出・埋没	ha		
	行方不明者		人				冠 水	ha		
	負傷者	重 傷		人			畑	流出・埋没	ha	
		軽 傷		人				冠 水	ha	
住 家 被 害	全 壊		棟		道被	決 壊		箇所		
	(焼)		世帯			路害	冠 水		箇所	
	(流失)		人		そ の 他 被 害		文教施設		箇所	
	半 壊		棟			病 院		箇所		
	(焼)		世帯			橋りょう		箇所		
			人			河 川		箇所		
	一部破損		棟			砂 防		箇所		
			世帯			清掃施設		箇所		
			人			崖くずれ		箇所		
	床上浸水		棟			鉄道不通		箇所		
			世帯			被害船舶		隻		
			人			水 道		戸		
	床下浸水		棟			電 話		回線		
			世帯			電 気		戸		
		人		ガ ス		戸				
				ブロック塀等		箇所				
非住家被害	公共 建物	全壊(焼)	棟		り災世帯数		世帯			
		半壊(焼)	棟		り災者数		人			
	その 他	全壊(焼)	棟		火災発生	建 物		件		
		半壊(焼)	棟			危 険 物		件		
				そ の 他		件				

区 分		被 害		市 災 町 害 村 策 部 本	名称			
公立文教施設	千円				市 災 町 害 村 策 部 本	設置	月	日 時
農林水産施設	千円			設置 市 災 町 害 村 策 部 本		解散	月	日 時
公共土木施設	千円							
その他公共施設	千円							
小 計	千円							
公立施設被害 市 町 村 数	団体			設置 市 災 町 害 村 策 部 本				
そ の 他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
商工被害	千円			計	団体			
の 他				適用 市 災 町 害 村 策 部 本				
					計	団体		
	その他	千円		消防職員出動延人数	人			
	被害総額	千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	その他（避難の勧告・指示・自主避難等の状況）							

資料編 2-2-3 別表 被害報告判定基準

区分	基準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの。 3 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊、全焼又は流出とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した床面積その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 半壊又は半焼とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のもの。 6 一部破損とは、全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。 2 公共建物とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの。
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 流出とは、田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい、埋没とは、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。 2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をうけたもの。
道路被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害をうけたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害をうけたもの。
その他の被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校聾学校・養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 2 橋りょう被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害をうけたもの。 3 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川もしくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護をすることを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害をうけたもの。 4 破防被害とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する破防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される破防のための施設又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。 5 清掃施設被害とは、ごみ処理およびし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの。 6 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの。 8 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能となったもの、および流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害を受けたもの。 9 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

	<p>10 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>11 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>12 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p>
り災者	<p>1 り災世帯とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は、宿泊するすべての者の集まりを1世帯として取り扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。</p> <p>2 り災者とは、り災世帯の構成員とする。</p>
被害金額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。</p> <p>6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。</p> <p>9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>
災害対策本部等	<p>1 市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当り、とった配備体制の名称を記入する。</p> <p>2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。</p>
備考	<p>1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。</p> <p>2 災害の発生年月日とは、被害を生じた日時又は期間とする。</p> <p>3 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。</p> <p>4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。</p> <p>5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況とする。</p>

(注) 1 この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。

2 要領第13条の規定に基づく報告は、累計すること。

資料編 2-2-4 防災関係機関の連絡先一覧

1 国

機関名	所在地	電話番号
関東農政局 埼玉支局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0600
関東地方整備局 荒川上流河川事務所	川越市新宿町 3-12	049-246-6371
関東地方整備局 荒川上流河川事務所 越辺川出張所	東松山市大字高坂 973-3	0493-34-3129
川越労働基準監督署	川越市豊田本 277-3	049-242-0891
熊谷地方気象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-5858

2 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第32普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241

3 県

機関名	所在地	電話番号
危機管理防災部 消防防災課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8181
川越比企地域振興センター	川越市新宿町 1-1-1	049-244-1110
飯能県土整備事務所	飯能市双柳 75	042-973-2281
川越農林振興センター	川越市新宿町 1-1-1	049-242-1808
西部福祉事務所	坂戸市石井 2327-1	049-283-6780
坂戸保健所	坂戸市石井 2327-1	049-283-7815

4 警察

機関名	所在地	電話番号
西入間警察署	坂戸市閭間 2-4-17	049-284-0110
西入間警察署 越生交番	越生町大字上野 633-5	049-292-3042
西入間警察署 梅園駐在所	越生町大字小杉 293-2	049-292-5343

5 消防

機関名	所在地	電話番号
西入間広域消防組合 消防本部	毛呂山町大字岩井 2451	049-295-0119
西入間広域消防組合 越生分署	越生町大字成瀬 414-1	049-292-4119

6 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店	川越市仲町 8-3	049-223-9141
東京電力パワーグリッド株式会社	川越市三久保町 17-4	0120-995-007
越生郵便局	越生町大字上野 633-4	049-292-2980
東日本旅客鉄道株式会社 毛呂駅	毛呂山町岩井 2723	049-294-8920
日本赤十字社 埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常磐 6-1-21	048-833-2041

7 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
東武鉄道株式会社 武州長瀬駅	毛呂山町若山 1-62-1	049-294-8228
埼玉県LPガス協会	さいたま市浦和区高砂 1-2-1-410	048-823-2020
田島石油株式会社	狭山市入間川 4-15-21	042-953-7721
株式会社サイサン 越生営業所	越生町大字越生 526-1	049-292-4858
武州ガス株式会社	川越市田町 32-12	049-241-9000
埼玉県医師会	さいたま市浦和区仲町 3-5-1	048-824-2611
株式会社テレビ埼玉	さいたま市浦和区常磐 6-36-4	048-824-3131
株式会社エフエム・ナック・ファイブ	さいたま市大宮区錦町 682-2	048-650-0795

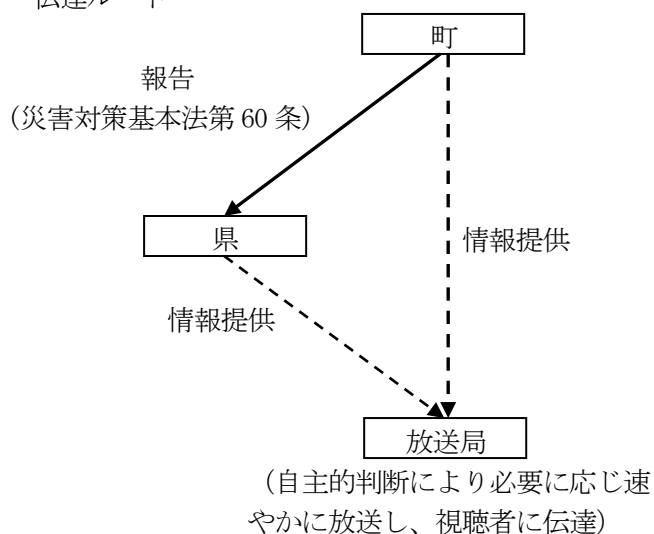
8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話番号
社会福祉法人 越生町社会福祉協議会	越生町大字黒岩 259-1	049-292-2977
広域静苑組合 越生斎場	越生町大字鹿下 388-6	049-292-5955
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	毛呂山町川角 1510	049-294-9333
坂戸地区衛生組合	坂戸市上吉田 651-1	049-283-3561
埼玉西部環境保全組合 高倉クリーンセンター	鶴ヶ島市高倉 593-4	049-271-1500
埼玉西部環境保全組合 川角リサイクルプラザ	毛呂山町川角 1959-1	049-294-4115
西川広域森林組合	飯能市大字阿須 343-1	042-972-7163
いるま野農業協同組合 越生支店	越生町大字越生 900-4	049-292-3154
越生町商工会	越生町大字越生 1126-9	049-292-2021

資料編 2-2-5 放送事業者への避難勧告等の連絡方法

放送事業者への避難勧告等の連絡方法について

1 伝達ルート



①原則、町から県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確認する。

②県を経由した伝達ルートも確保する。この場合、できる限り、情報が遅延しないように配慮する。

2 伝達手段

- (1) 別紙様式により、県及び放送事業者に、ファックス等で情報伝達を行う。
- (2) 確実性を図るため、ファックス等で伝達したことを県及び放送事業者に電話連絡する。

3 伝達する情報の種類

- (1) 災害対策基本法に基づく、避難勧告及び避難指示（それぞれ解除を含む）
 - (2) 地域防災計画に基づく、避難準備・高齢者等避難開始
- ※法的ならびに制度的根拠のない、自主避難の呼びかけは今回の情報提供の対象外とする。
ただし、放送事業者から電話等で取材を行う場合はある。

様式

避難勧告等発令について

市町村名： 埼玉県 入間郡 越生町 _____

放送日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

1 避難情報の別

- 避難準備・高齢者等避難開始
- 避難勧告
- 避難指示

2 発 令 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

3 解 除 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

4 対象地域 _____

(対象世帯数： _____ 世帯)

5 避難すべき理由

- 大雨により河川の氾濫の危険があるため

(河川名 _____)

- 大雨により土砂災害の危険があるため

- 地震により土砂災害の危険があるため

- 地震により家屋崩壊の危険があるため

- その他 (_____)

発信者所属・氏名 _____

電話番号 _____ (_____) FAX _____ (_____)

県及び放送事業者の避難勧告等発令時の情報提供・連絡先

1 県

担当課	電話番号	FAX 番号	備考
消防防災課 災害対策担当	TEL 048-830-8181	FAX 048-830-8159	

2 放送事業者

放送局	電話番号	FAX 番号	備考
NHKさいたま放送局 放送部	TEL 048-824-1730 TEL 048-831-8890 TEL 048-822-8644	FAX 048-832-3665 FAX 048-832-6875	
テレビ埼玉 報道部	TEL 048-824-4107 TEL 048-824-4105	FAX 048-824-3335	
エフエムナックファイブ 報道情報センター	TEL 048-641-0715	FAX 048-650-0391	

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

越生町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害を防除するため、自衛隊法第 83 条に基づき下記のとおり派遣を依頼します。

記

- 1 災害状況及び派遣を依頼する事由
災害の状況（※ 特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を依頼する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を必要とする人員及び任務、装備の概数
水防、消防、通信、防疫、輸送、道路啓開等
人員
装備の概数（※ 特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき）
- 4 派遣を希望する区域及び活動
派遣を希望する区域
連絡場所及び連絡者
活動内容
- 5 その他参考となる事項

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

越生町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤 収 日 時 年 月 日 時 分
- 2 撤 収 理 由
- 3 派遣を必要とする人員及び任務、装備の概数
- 4 その他参考となる事項

資料編 2-2-8 応援協定等

	協定名	締結先	締結年月日	内容
1	災害時における相互応援に関する協定書	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町	平成10年6月1日	情報収集及び提供、救援物資の提供、職員の派遣、避難所等の提供等
2	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定書	(社)埼玉県エルピーガス協会坂戸支部	平成17年11月11日	避難所等へのLPガスの優先供給
3	災害時等の食料品の優先供給に関する協定書	(株)ヤオコー	平成18年1月10日	食糧品の優先供給
4	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書	コーエイ(株)	平成18年10月27日	レンタル機材の優先供給
5	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内全市町村	平成19年5月1日	食料、生活必需品の供給、資機材の提供、職員の派遣、施設の提供等
6	災害時における救援物資供給に関する協定書	三国コカ・コーラボトリング(株)	平成20年7月11日	自動販売機内在庫製品の無償提供及び保有飲料水の供給
7	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	いるま野農業協同組合	平成20年11月11日	応急生活物資の優先供給
8	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	平成20年12月25日	公共施設の電気設備等の復旧
9	災害時における飲料水提供に関する協定書	(株)浅野商店	平成21年9月24日	飲料水の提供
10	災害時における救援物資提供に関する協定書	大塚製薬(株)大宮支店	平成22年6月1日	自動販売機内在庫品の提供、飲料水の優先供給
11	災害時等における情報提供、電気復旧等に関する協定書	東京電力(株)川越支社	平成22年12月1日	災害に関する情報の提供、防災無線等による広報活動、物資の提供、施設及び駐車場の提供、電気復旧優先施設の設定
12	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成22年12月20日	災害時における各種情報の交換
13	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	平成24年2月13日	日用品等の生活必需品、応急対策に必要な物資の供給協力
14	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	平成24年2月28日	家屋被害認定調査に対する協力、町発行の罹災証明に関する町民相談
15	災害時における物資の輸送に関する協定書	(社)埼玉県トラック協会小川・松山支部	平成24年3月29日	物資輸送車両の優先提供

	協定名	締結先	締結年月日	内容
16	全国梅サミット協議会 加盟市町村災害時相互 応援協定書	水戸市、安中市、 青梅市、小田原市、 熱海市、知多市、 奈良市、みなべ町、 湯河原町、太宰府 市、伊豆市	平成 25 年 3 月 9 日	食料・飲料水及び生活必需品 の提供、被災者の救助、医療 救護及び防疫に必要な資機材 及び物資の提供、救援及び救 助活動に必要な車輛等の提 供、応急対策及び復旧に必要 な職員の派遣等
17	地震災害時における帰 宅困難者対応に関する 協定書	東日本旅客鉄道 (株)高崎支社 毛 呂駅	平成 25 年 3 月 22 日	越生駅での帰宅困難者対応
18	災害時における傷病者 の応急処置活動に関す る協定書	公益財団法人埼玉 県接骨師会川越支 部	平成 25 年 11 月 13 日	災害時における傷病者の応急 処置活動
19	災害時における救援物 資提供に関する協定書	(株)伊藤園	平成 26 年 5 月 22 日	自動販売機内在庫製品の無償 提供及び保有飲料水の供給
20	災害時の医療救護活動 及び医薬品等の供給に 関する協定書	坂戸鶴ヶ島市薬剤 師会	平成 27 年 1 月 14 日	災害時の医療救護活動及び医 薬品等の供給
21	災害時における埼玉県 立越生高等学校の使用 に関する覚書	埼玉県立越生高等 学校	平成 27 年 7 月 2 日	災害時発生時における施設の 使用
22	災害時における土地使 用に関する協定書	西入間広域消防組 合	平成 27 年 9 月 1 日	災害時発生時における町有地 の消防車両及びヘリコプター の場外離着陸としての使用
23	災害時における被災者 等相談の実施に関する 協定書	埼玉司法書士会	平成 28 年 4 月 8 日	災害時における相談窓口の開 設
24	災害時における指定緊 急避難場所及び指定避 難所の使用に関する覚 書	学校法人越生学園	平成 28 年 7 月 8 日	災害発生時における施設の使 用
25	災害時における越生町 と越生町内郵便局の協 力に関する協定	日本郵便(株) 越生郵便局	平成 29 年 8 月 31 日	緊急車両等の提供、避難所開 設状況等の情報提供、郵便局 ネットワークを活用した広報 活動、郵便業務に係る災害特 別事務取扱及び援護対策等
26	災害時における福祉避 難所の開設及び運営に 関する協定書	社会福祉法人 光	平成 30 年 5 月 25 日	福祉避難所利用に関する協定
27	災害時における福祉避 難所の開設及び運営に 関する協定書	社会福祉法人 か えで	平成 30 年 8 月 1 日	福祉避難所利用に関する協定

	協定名	締結先	締結年月日	内容
28	災害時におけるゆうパークおごせ利用に関する協定書	(株)温泉道場	平成30年9月27日	避難所等の利用
29	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	令和2年1月21日	災害時等の防災情報の発信

資料編 2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和2年4月1日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 (加算額) 福祉避難所を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することが出来る。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 費用 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等一切の経費 3 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内	災害発生日から20日以内着工	1 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。) 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準ずる(世帯人数に応じる) 2 費用 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額		災害発生日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する 2 下表金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	6人以上1人増すごとに加算
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	6人以上1人増すごとに加算
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 300,000円以内 2 1を除く世帯 1世帯当たり 595,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	応急修理の範囲は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼または流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 生業費 1件あたり 30,000円 2 就職支度費 1件あたり 15,000円	災害発生の日から1ヶ月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失又は損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。)及び高等学校等生徒	1 教科書代 (小学校児童及び中学校生徒) 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (高等学校等生徒) 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具費・通学用品費 (小学校児童) 1人当たり 4,500円 (中学校生徒) 1人当たり 4,800円 (高等学校等生徒) 1人当たり 5,200円	災害発生の日から 教科書 1ヶ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。 ※高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む)のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもの	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料編 2-2-10 水道施設の現況

名称	所在地	取(受)水能力 (m ³ /日)	配水能力 (m ³)	備考
越生町浄水場	大字大満 629		4000	
第1水源	大字大満 627	3369		越辺川許可水量
第2水源	大字黒山 883-5	630		湧水
第1配水池	大字大満 603		438	
第2配水池	大字大満 603		760	
第3配水池	大字大満 603		250	
第4配水池	大字大満 603		1350	PCタンク
黒山中区配水場	大字黒山 262-2		106	高区へ 送水ポンプ4台
黒山高区配水場	大字黒山 292-3		108	
大満住宅建設配水池	大字大満 1326-8		60.8	
大満住宅建設ポンプ場	大字大満 1311-28	(受水槽 4.0)		配水地へ 送水ポンプ2台
平倉配水池	大字龍ヶ谷 193-2		5	
平倉ポンプ場	大字龍ヶ谷 242-5	(受水槽 0.6)		配水地へ 送水ポンプ1台
上谷配水池	大字上谷 537-2		16.8	
上谷ポンプ場	大字上谷 246-3			配水地へ 送水ポンプ2台
堂山ポンプ場	大字堂山 228先	(受水槽 0.2)		加圧ポンプ1台
山中配水場	大字小杉 802-2		1.5	
山中ポンプ場	大字小杉 740-3			配水場へ 送水ポンプ1台
小杉台加圧ポンプ場	大字小杉 361-3	(受水槽 1.5)		加圧ポンプ2台
上台団地増圧場	大字越生 705-2	(受水槽 55)		加圧ポンプ2台
しらさぎ団地増圧場	大字如意 587-4	(受水槽 144)		加圧ポンプ2台
県水配水場	大字鹿下 583		2,000	PCタンク
県水受水場	大字鹿下 605-1	(受水槽 250)		配水場へ 送水ポンプ4台
麦原口 No.1 増圧場	大字小杉 931-1	(受水槽 9.7)		No.1 配水場へ 送水ポンプ2台
下ノ萱戸 No.2 増圧場	大字麦原 1-1	(受水槽 9.7)		No.2 配水場へ 送水ポンプ2台
菖蒲谷 No.3 増圧場	大字麦原 413-2	(受水槽 9.7)		No.3 配水場へ 送水ポンプ2台
夏内 No.4 増圧場	大字麦原 158-2	(受水槽 9.7)		No.4 配水場へ 送水ポンプ2台
戸神 No.1 配水場	大字龍ヶ谷 114-4		48	No.2、No.3 配水場へ送水 送水ポンプ3台
北戸神 No.2 配水場	大字龍ヶ谷 647-2		39	
龍ヶ谷 No.3 配水場	大字龍ヶ谷 881-4		52	
麦原 No.4 配水場	大字麦原 957-1		52	
山入 No.5 配水場	大字上谷 803-3		9.7	
芹ヶ沢 No.1 加圧場	大字小杉 991-5	(受水槽 4.8)		加圧ポンプ2台
峰 No.2 加圧場	大字麦原 615-2	(受水槽 4.8)		加圧ポンプ2台
赤坂 No.3 加圧場	大字麦原 480-3	(受水槽 4.8)		加圧ポンプ2台
山入 No.4 加圧場	大字上谷 1424-4	(受水槽 4.8)		加圧ポンプ2台
No.1 減圧場	大字龍ヶ谷 313-2		4.8	

資料編 2-2-11 一般廃棄物処理業者一覧

令和2年4月1日現在

名称	所在地	電話番号	備考
(株)アカラ興産	飯能市大字中藤下郷 25-14 (毛呂山町中央 4-14-6)	049-295-0175	収集・運搬
石川商事(株)	川越市小仙波町 927-2	049-222-3047	〃
(有)エヌ クリーンサービス	入間市大字下藤沢 553-1	042-965-5423	〃
加藤商事(株)	川越市大字上寺山 4-1	049-222-5957	〃
(株)環境サービス	小川町大字角山 1045	0493-74-0231	〃
クリーンシステム(株)	さいたま市浦和区常磐 5-2-18 (鶴ヶ島市高倉 1217-5)	048-831-4615 049-287-2203	〃
(有)興伸	川越市安比奈新田 263-3	049-232-0694	〃
(株)坂戸公衛社	坂戸市中富町 1-12	049-281-0435	〃
笹沼商事(株)	坂戸市花影町 7-7	049-281-4420	〃
(株)シマザキ	川越市大字府川 91	049-222-4474	〃
(有)城西紙業	毛呂山町大字下川原 886-1	049-295-2046	〃
(有)新東	毛呂山町大字阿諏訪 1483	049-294-6349	〃
(有)菅原産業	坂戸市大字石井 2392	049-289-9888	〃
(有)正和清掃社	坂戸市八幡 1-3-42	049-281-1678	〃
誠光産業(有)	坂戸市大字浅羽 1542-1	049-284-5567	〃
(有)瀬戸商事	毛呂山町大字長瀬 264-5	049-294-1916	〃
太盛運輸(有)	川越市岸町 3-19-5	049-242-1168	〃
(株)高澤商店	東松山市六軒町 18-13	0493-23-6392	〃
(有)フクヤマ	ふじみ野市旭 1-13-26 ツイフじみ野 102	049-265-1155	〃
(株)森正商店	毛呂山町大字長瀬 369-1	049-294-0156	〃
毛呂山清掃(株)	毛呂山町大字大類 522-1	049-294-0459	〃
(有)安川商事	毛呂山町大字前久保 378	049-294-4411	〃
(有)山田商会	川越市大塚 2-27-15	049-284-3951 090-7829-2458	〃
ヤマダ産業(株)	川越市市場新町 12-8	049-226-7722	〃
山本商店	毛呂山町中央 3-37-23	049-295-0435	〃
(株)ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山 3884	048-532-1740	〃
(株)クリーンネス藤原	日高市大字田波目 581-3	042-978-9151	〃
(株)ふかみ	坂戸市大字中里 43-3	049-289-1000	〃
(株)高橋産商	さいたま市北区吉野町 2-5-12	048-652-0715	〃
(有)神辺土建	越生町大字上谷 222-1	049-292-4590	収集・運搬 及び処分 ※木くずの収集 運搬・処分のみ

(資料提供：埼玉西部環境保全組合)

資料編 2-2-12 指定文化財の現況

番号	区分	種別	種類	名称	所在地	備考
1	国	有形	絵画	絹本着色高野・丹生明神像	越生	法恩寺（県立博物館寄託）
2	国	有形	絵画	絹本着色釈迦三尊及阿難迦葉像	越生	法恩寺（県立博物館寄託）
3	県	有形	建造物	龍穩寺経蔵	龍ヶ谷	
4	県	有形	彫刻	木造如意輪観音半跏像	如意	如意輪観音堂
5	県	有形	彫刻	木造薬師如来立像	黒山	県立博物館寄託
6	県	有形	彫刻	木造五大明王像	黒岩	黒岩区（県立博物館寄託）
7	県	有形	工芸品	龍穩寺銅鐘	龍ヶ谷	
8	県	有形	絵画	絹本着色両界曼荼羅	越生	法恩寺（県立博物館寄託）
9	県	記念物	旧跡	太田道真退隠地	小杉	建康寺
10	県	記念物	旧跡	田代三喜生地	古池	
11	県	記念物	旧跡	伝山吹の里	西和田	
12	県	記念物	名勝	越生の梅林	堂山	
13	県	記念物	天然記念物	上谷の大クス	上谷	
14	県	記念物	天然記念物	黒山の特殊植物群落	黒山	
15	県	記念物	天然記念物	大高取山のコンダ群落	上野	
16	県	記念物	天然記念物	龍穩寺のモミ及び着生植物	龍ヶ谷	
17	県	記念物	天然記念物	梅園神社のスダジイ林	小杉	
18	町	有形	建造物	龍穩寺の山門（無相門）	龍ヶ谷	
19	町	有形	建造物	大宮神社本殿	上野	
20	町	有形	建造物	八幡神社本殿	津久根	
21	町	有形	建造物	梅園神社本殿	小杉	
22	町	有形	建造物	熊野神社社殿	龍ヶ谷	
23	町	有形	彫刻	大宮神社の聖天像	上野	
24	町	有形	彫刻	高蔵寺の地藏像	津久根	県立博物館寄託
25	町	有形	彫刻	中村薬師像	上谷	上谷下組（県立博物館寄託）
26	町	有形	彫刻	下ヶ戸薬師十二神将像	黒山	町教育委員会寄託
27	町	有形	彫刻	法恩寺大日如来坐像	越生	
28	町	有形	彫刻	見正寺聖観音立像	成瀬	
30	町	有形	彫刻	石造役行者坐像付石像	黒山	
29	町	有形	彫刻	八幡神社の金剛盤	津久根	
31	町	有形	工芸品	最勝寺の笈	堂山	
32	町	有形	典籍	法恩寺年譜	越生	県立博物館寄託

番号	区分	種別	種類	名称	所在地	備考
33	町	有形	典籍	龍穩寺一切蔵経	龍ヶ谷	
34	町	有形	考古資料	興禅寺の板碑	西和田	
35	町	有形	考古資料	大平山栄田の墓	黒山	
36	町	有形	歴史資料	梅園神社の棟札	小杉	県立文書館寄託
37	町	有形	歴史資料	亀田鵬斎書幟	越生	
38	町	有形	歴史資料	鈴木金兵衛の巡拝碑と句碑	黒岩ほか	
39	町	民俗	有形民俗	越生神社祭典 河原町山車	越生	
40	町	民俗	有形民俗	越生神社祭典 新宿町山車	越生	
41	町	民俗	有形民俗	越生神社祭典 上町山車	越生	
42	町	民俗	有形民俗	越生神社祭典 仲町山車	越生	
43	町	民俗	有形民俗	越生神社祭典 本町山車	越生	
44	町	民俗	有形民俗	越生神社祭典 黒岩町山車	黒岩	
45	町	民俗	有形民俗	越生神社 神輿	越生	
46	町	民俗	有形民俗	西和田天王社 神輿	西和田	
47	町	民俗	無形民俗	八幡神社の獅子舞	津久根	
48	町	民俗	無形民俗	東山神社の獅子舞	上野	
49	町	民俗	無形民俗	梅園神社の獅子舞	小杉	
50	町	民俗	無形民俗	住吉神社の獅子舞	麦原	
51	町	記念物	旧跡	渋沢平九郎自決の地	黒山	
52	町	記念物	天然記念物	龍ヶ谷のヤマザクラ	龍ヶ谷	
53	国	登録	有形	岡野家住宅 店蔵	越生	
54	国	登録	有形	岡野家住宅 土蔵	越生	
55	国	登録	有形	金子家住宅主屋	越生	

(令和2年4月1日現在)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

埼玉県入間郡越生町長

印

索引

【あ行】

・遺体	58, 162
・一時滞在施設	160
・医療救護	45, 56, 129
・飲料水	55, 154
・液状化	28
・応援	114, 117
・応援受入	117
・応援要請	114, 126
・応急教育	179
・応急対策	84, 226
・越生町防災会議	2

【か行】

・外国人	65, 186
・火災	80, 252
・仮設住宅	60, 176
・河川	77, 213
・学校	62, 68, 179
・がれき	165
・義援(見舞)金品	198
・危険物	43, 81, 258
・帰宅困難者	57, 160
・救援物資	159
・救急救助	44, 128
・急傾斜地	29, 216
・救護所	45
・給水	54, 154
・緊急輸送	36, 151
・警報	233
・激甚災害	124, 188
・下水道	76, 172
・公共施設	170
・交通規制	150
・広報広聴	106
・後方医療	130
・ごみ処理	167

【さ行】

・災害救助法	97, 122
・災害対策本部	87
・災害通信	103
・災害派遣	110
・災害ボランティアセンター	41, 119
・災害復旧	187

・災害復興	190
・山腹崩壊	29, 218
・自衛隊	110
・資機材	55
・事業所	35, 69
・地震被害想定	10
・地すべり	29, 214
・自然環境	3
・自主防災組織	33
・自助・共助・公助	2, 31
・指定避難所	50, 142, 143
・指定緊急避難場所	142, 144
・社会福祉施設	66, 185
・住宅関係障害物	178
・住宅対策	60, 175
・上水道	76, 171
・傷病者	128
・情報	99, 231
・情報収集	39, 100
・情報通信施設	39
・消防	42, 125
・消防団	42, 126
・食料・食品	52, 155
・水防	240, 246
・生活再建	191
・生活必需品	52, 154
・雪害	268

【た行】

・待機体制	85, 227
・大規模火災	252
・耐震	27, 75
・炊き出し	157
・断層	10
・治水	213
・注意報	233
・調査研究	73
・鉄道事故	266
・動物愛護	169
・道路災害	262
・道路施設	76, 173
・都市づくり	26
・土砂災害	29, 213, 246
・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	219
・土砂災害警戒情報	243
・土砂災害防止法	30, 219
・土石流	215

【な行】

- ・農林水産災害 261

【は行】

- ・廃棄物 165
- ・配備体制 85, 227
- ・飛行場外離着陸場 112
- ・避難 47, 133
- ・避難勧告、避難指示 134
- ・避難訓練 71
- ・避難行動要支援者 63, 183
- ・避難誘導 140
- ・風水害被害想定 17
- ・物資 52, 152
- ・文化財 181, 275
- ・防疫 59, 167
- ・防災関係機関 20
- ・防災教育 68
- ・防災行政無線 40
- ・防災訓練 70
- ・報道機関 107
- ・放射能汚染 276
- ・保健衛生 131
- ・ボランティア 41, 119

【や行】

- ・融資 192
- ・要員確保 114
- ・要配慮者 63, 183

【ら行】

- ・ライフライン 171
- ・罹災証明 191
- ・林野火災 255

